

令和5年（2023年）6月30日（金曜日）

第 4 号

令和5年第2回北海道議会定例会会議録

第4号

令和5年（2023年）6月30日（金曜日）

議事日程 第4号

6月30日午前10時開議

日程第1、議案第1号ないし第23号

（質疑並びに一般質問）

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

出席議員（99人）

議長 100番 富原 亮 君
副議長 81番 稲村 久男 君
1番 山崎 真由美 君
2番 石川 さわ子 君
3番 小林 千代美 君
4番 清水 敬弘 君
5番 板谷 よしひさ 君
6番 今津 寛史 君
7番 木下 雅之 君
8番 黒田 栄継 君
9番 小林 雄志 君
10番 高田 真次 君
11番 武市 尚子 君
12番 千葉 真裕 君
13番 角田 一 君
14番 鶴羽 芳代子 君
15番 戸田 安彦 君
16番 早坂 貴敏 君
17番 藤井 辰吉 君
18番 前田 一男 君

19番 水間 健太 君
20番 和田 敬太 君
21番 鈴木 仁志 君
22番 田中 勝一 君
23番 鶴間 秀典 君
24番 海野 真樹 君
25番 丸山 はるみ 君
26番 中村 守 君
27番 寺島 信寿 君
28番 水口 典一 君
29番 川澄 宗之介 君
30番 木葉 淳 君
31番 小泉 真志 君
32番 鈴木 一磨 君
33番 武田 浩光 君
34番 淵上 綾子 君
35番 宮崎 アカネ 君
36番 山根 まさひろ 君
37番 植村 真美 君
38番 佐々木 大介 君
39番 滝口 直人 君
40番 林 祐作 君
41番 檜垣 尚子 君
42番 宮下 准一 君
43番 村田 光成 君
44番 渡邊 靖司 君
45番 浅野 貴博 君
46番 安住 太伸 君
47番 内田 尊之 君
48番 大越 農子 君
49番 太田 憲之 君

50番	加藤貴弘君	87番	花崎勝君
51番	桐木茂雄君	88番	三好雅君
52番	久保秋雄太君	89番	村木中君
53番	佐藤禎洋君	90番	吉田祐樹君
54番	清水拓也君	91番	田中芳憲君
55番	千葉英也君	92番	松浦宗信君
56番	道見泰憲君	93番	中司哲雄君
57番	船橋賢二君	94番	藤沢澄雄君
58番	丸岩浩二君	95番	村田憲俊君
59番	笠井龍司君	96番	吉田正人君
60番	中野秀敏君	97番	喜多龍一君
61番	池端英昭君	98番	伊藤条一君
62番	菅原和忠君	99番	高橋文明君
63番	中川浩利君	欠席議員（1人）	
64番	畠山みのり君	72番	真下紀子君
65番	沖田清志君	<hr/>	
66番	笹田浩君	出席説明員	
67番	白川祥二君	知事	鈴木直道君
68番	新沼透君	副知事	浦本元人君
69番	阿知良寛美君	同	土屋俊亮君
70番	田中英樹君	同	濱坂真一君
71番	中野渡志穂君	総務部長 兼北方領土対策部長	藤原俊之君
73番	荒当聖吾君	本部長	
74番	森成之君	総合政策部長	三橋剛君
75番	赤根広介君	総合政策部 次世代社会戦略監	水口伸生君
76番	佐藤伸弥君	総合政策部 兼地域振興監	菅原裕之君
77番	池本柳次君	総合政策部 交通企画監	宇野稔弘君
78番	滝口信喜君	環境生活部長	加納孝之君
79番	松山丈史君	保健福祉部長	道場満君
80番	市橋修治君	保健福祉部 子ども応援社会 推進監	野澤めぐみ君
82番	梶谷大志君	推進監	
83番	北口雄幸君	経済部長	中島俊明君
84番	広田まゆみ君		
85番	高橋亨君		
86番	平出陽子君		

経済部観光振興監	山崎雅生君	学校教育監	山本純史君
農政部長	水戸部裕君	総務課長	岡内誠君
農政部長	野崎直人君		
食の安全推進監			
建設部長	白石俊哉君	議会事務局職員出席者	
財政局長	木村敏康君	事務局長	佐々木徹君
財政課長	松林直邦君	議事課長	本間治君
		議事課長補佐	松村伸彦君
		議事係長	小倉拓也君
		議事課主任	古賀勝明君
		同	成田将幸君
教育委員会教育長	倉本博史君		
教育部長	北村英則君		
兼教育職員監			

午前10時7分開議

○議長富原亮君 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔本間議事課長朗読〕

1. 本日の会議録署名議員は、

田中勝一 議員
鶴間秀典 議員
海野真樹 議員

であります。

1. 日程第1、議案第1号ないし第23号
(質疑並びに一般質問)

○議長富原亮君 日程第1、議案第1号ないし第23号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

水間健太君。

○19番水間健太君（登壇・拍手）（発言する者あり）おはようございます。

上川地域選出、自民党・道民会議の水間健太でございます。

地域の皆様方の負託を受けてこの場に立たせていただいていることに、喜びとともに、責任を強く感じているところであります。その責任を全うすべく、議員の皆様、理事者並びに職員の皆様に御指導を賜り、精進してまいります所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（拍手）（発言する者あり）

それでは、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

初めに、特別支援教育についてであります。

平成19年に、盲・聾・養護学校を一本化し、特別支援学校が設置され、それまでの特殊教育から特別支援教育への転換が図られ、15年が経過をしました。

特別支援教育は、障がいのある子どもたちの自立や社会参加に向けて主体的な取組を支援するため、子ども一人一人の特性を把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するために、適切な支援を行うものであり、道においても、本年3月に特別支援教育に関する基本方針を策定し、さらなる推進が期待されるところであります。

特別支援教育において重要なのは、早期発見、早期支援、そして支援の連続性であります。

特別支援教育に関する条例の制定や法改正により、各市町村では、障がいのある子どもたちに対して、幼保小中が連携したきめ細やかな支援が進められているところでありますが、中学校から高校へ、高校から社会へといったさらなる連携が求められております。

地方では、子どもの数が減少し、定員を満たさない高校も多く、統廃合が進められる中ではありますが、中学校の特別支援学級や通級指導教室から高校に進学する子どもたちが一定数いると承知しており、高等学校における特別支援教育の充実は喫緊の課題であると認識をしております。

また、高等支援学校への進学を希望しても、近隣に学校がなく、寄宿舎を設置している学校を選択しなければならず、地元の高校を選択するケースもあると聞いており、できるだけ身近な地域で学ぶことができる環境を整備することが重要と考えています。

また、高等支援学校を卒業した生徒が故郷に戻り就職することは、保護者の願いでもあり、共生社会の実現にもつながります。

そこで、障がいのある子どもたちが中学校卒業後に進学する高校や高等支援学校における特別支援教育の充実に向けて、以下、伺ってまいります。

初めに、高校における特別支援教育の充実についてであります。

令和3年度、中学校において特別支援学級に在籍していた生徒が高校に進学した割合は、約40%であると認識をしております。

支援を必要とする子どもが高校生活を円滑に過ごす上で、学級担任等の専門性の向上も重要ですが、それ以上に管理職の意識を高める必要があると考えますが、道教委は、今後どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、特別支援学校のうち、高等支援学校の配置の考え方についてであります。

全道的に特別支援学級の子どもたちが増加傾向にある中で、保護者が身近な地域で適切な支援を受けさせたいと願っても、近隣の地域に通学可能な学校がないことから、遠く離れた高等支援学校に入学せざるを得ない子どもが多いと聞いております。

未配置地域への配置など、地域の実態に応じた高等支援学校の配置について、道教委としての基本的な考え方を伺います。

次に、教育資源を活用した取組についてであります。

高等支援学校を卒業した生徒の就職率は、近年、上昇しており、この間、教職員や生徒の努力

もあり、地域の障がい者理解が進んだものと考えております。

これまでの取組に加え、地域の教育資源を積極的に活用することで、今後さらなる可能性があると考えますが、道教委の取組について伺います。

次に、観光振興財源についてであります。

我が会派の代表質問においても、新たな観光財源の確保について道の考え方をただし、できるだけ早期に考え方を取りまとめる旨の答弁がありました。

それに対し、道民や市町村、観光関係者に対する丁寧な説明の重要性と、独自に導入を検討している市町村は、道が一日も早く制度内容やスケジュールを具体的に示すことを待ち望んでいることから、検討に当たってはスピード感を持って進めるよう指摘がありました。

コロナ禍では、多くの観光関連事業者が打撃を受け、厳しい経営環境を強いられました。新型コロナウイルス感染症も5類へ移行し、これからの観光需要の回復とさらなる観光振興に多くの事業者が期待をしているところであります。

観光振興財源については、これまでも道と市町村が協議と意見交換を進めてきていると承知しておりますが、独自に導入を検討している市町村においては、地域の関連事業者等で構成する有識者会議を開催し、コロナ禍の前から、導入時期や税率、用途などの具体的な検討を進めてきており、コロナ感染症が5類に移行してから改めて具体的なスケジュールを示す市町村も出てきていることから、早期導入に向け、道と市町村が一体となり、取り組む必要があります。

こうしたことから、以下、観光振興財源について質問をさせていただきます。

初めに、独自に導入を検討している市町村との調整についてであります。

観光振興を目的とする税の導入に関しては、先ほど述べたとおり、導入時期や税率など、具体的な議論を終え、導入に向けたスケジュールを示す市町村も出てきています。

今後は、それぞれの市町村における用途の素案を検討し、総務省との事前協議や道との調整、罰則規定に関する検察庁との協議など、関係各所との調整が完了した後に、パブリックコメントの募集、市町村議会への条例提案、総務省との本協議、12か月間の条例周知期間を経て、正式な徴税の開始といった流れになるかと思えます。

順調に協議が進んだとしても、正式な導入は令和8年度あたりになる例が多くなるのではないかと推察をしております。しかし、これは北海道における協議も順調に進んだ場合であって、北海道との協議が遅れることで市町村における導入スケジュールにも影響が出るのではないかと懸念をしているところです。

道における観光振興財源の協議を進めるに当たり、市町村との調整をどのように進めていくのか、伺います。

また、令和2年2月25日に、仮称・観光振興税に関する要望書が、独自に観光振興を目的とする税の導入を検討している札幌市を含む7市から提出され、関係市町村を一堂に会する公開の形式での協議の場の設置が求められておりますが、道はどのように対応する考えなのか、併せて伺います。

次に、導入に当たっての具体的な考え方についてであります。

課税対象や徴収委任、税率、免税点、段階税率などの条件について、コロナ禍前から道と市町村の実務者レベルでの意見交換が行われていると承知をしております。

令和元年12月に開催された市町村を対象とした説明会では、ホテル等への宿泊者を課税対象とし、宿泊事業者が特別徴収を行い、税率は定額制、免税点については今後検討するとの説明があったとのことですが、これまで市町村に対して説明してきた事項に、道の考え方に変わりがないのか、お伺いをいたします。

次に、農業振興についてであります。

ロシアによるウクライナ侵略等に起因するエネルギー価格や物価高騰により、営農に必要な飼料や肥料価格の高騰、原料や資材不足は、本道農業に深刻な影響を与えています。

この状況は、生産者の営農意欲を減退させ、離農や耕作放棄地の増加につながり、我が国の食料安全保障の確立の根幹に関わる重大な課題であると考えます。

本道の農地は、先人から受け継いできた大切な財産であります。本道農業を守り、農地を育て、次の世代に受け渡していくことは、生産者だけではなく、道としての責務であると私は強く感じております。

そこで、農業の基盤整備の推進についてお伺いをいたします。

近年、世界的な食料需要の増加や食料生産の減少など、食料需給をめぐるリスクが顕在化する中、改めて国内での食料自給の重要性が認識をされております。

本道は、稲作、畑作、酪農など、地域ごとに特色のある恵まれた土地資源を生かした大規模で専門的な土地利用型農業を中心に生産性の高い農業を展開しており、安全で安心な食料を安定的に供給しています。

一方で、本道では、農家戸数の減少や高齢化に伴い、担い手不足が懸念されているほか、大半を輸入に依存している麦や大豆などの生産量を増やしていくことが求められております。

本道が今後も我が国最大の食料供給地域として国民の食を持続的に支えていくためには、農作業の省力化や需要に応じた作物の生産拡大など、生産性の向上を図る基盤整備が重要であり、私の地元からも農地の大区画化や排水対策の整備を望む声を多く聞きます。

食料自給率の向上や食料安全保障の強化の観点からも、こうした基盤整備を着実に進めていくことが重要と考えますが、道としてどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、ブランド力の強化による農畜産物の需要拡大についてであります。

基盤整備による生産性の向上と併せて、本道の豊かな大地で生産された農畜産物の価値を高め、収益力を向上させなくてはなりません。

新型コロナウイルス感染症も鎮静化し、道民をはじめ、国内外からの観光客が訪れ、北海道の食は、今後さらに大きな注目を集めることが期待されます。

また、人口減少や高齢化などによる消費者ニーズの多様化や食の外部化が進展し、食市場が変化を続けています。

この状況を農業振興のチャンスと捉え、農畜産物の価値を高めるため、積極的に、ブランド力の強化、高付加価値化を進め、需要の拡大に取り組むことは、本道農業の持続的な発展に重要と考えますが、道の見解を伺います。

次に、高病原性鳥インフルエンザについてであります。

昨年秋から今年春までのシーズン、高病原性鳥インフルエンザの発生が昨年10月と11月に全国的に続発し、道内でも、厚真と伊達の肉用鶏の飼養農場に発生したのに続き、今年の3月から4月にかけて千歳の3か所の採卵鶏の飼養農場でも発生が相次ぎ、3農場を合わせて道内の採卵鶏の2割を超える約120万羽が殺処分されました。

鶏卵価格が高騰し、供給も不足しており、一部で商品の販売が休止されるなど、影響が生じておりますが、生産回復には半年以上を要すると言われております。

道は、昨年末から2度にわたり緊急消毒命令を発出するなど、対策を講じてきておりますが、感染防止は困難な状況にあり、養鶏事業者からは、どのように対応すべきか、困惑する声も聞かれます。

道として、感染経路を解明し、防止策の検討を進めるとともに、全ての鶏を殺処分している現在の対応について、分割管理による限定した処分が可能となる基準を早期に策定するなど、養鶏事業が安定的に継続できるよう必要な検討を進めていくべきと考えますが、道はどのように対応するのか、伺います。

次に、エゾシカによる食害の現状と今後の対応についてであります。

本道における野生鳥獣による農林業被害については、令和3年度に約54.5億円に上る被害が発生し、うち、エゾシカによるものは44.8億円と、被害額の82%を占めております。

エゾシカによる農業被害については、酪農家自らが生産する飼料である牧草やロールパックサイレージ、デントコーンなどの被害が著しく、配合飼料の輸入価格が高騰する中においては、この食害が酪農の経営環境を一層厳しくしているものと認識しております。

また、エゾシカによる樹皮はぎや幼木への食害などを原因として、枯死や成長阻害といった森林における被害もあると認識をしており、森林への被害は、現在、道が進めているゼロカーボン北海道の実現に向けた吸収源対策となるCO₂の吸収と固定化の阻害要因になってくることが懸念をされます。

特に、将来、木材として利用が見込まれる人工針葉樹については、建築物で使用されることにより、CO₂の固定化に大きく貢献することから、食害による腐れや曲がりの発生などは、木材としての利用価値を下げ、森林所有者の生産意欲を減退させることが懸念されます。

こうした中、各市町村では、農林業被害を最小限に抑えるため、官民一体となり対策に取り組んでおります。

また、道においても、昨年度から始まった第6期エゾシカ管理計画により、総合的な対策を展開し、5年間でエゾシカによる被害の軽減に向けて取り組むとしており、新たな事業にも着手していると聞いております。

しかし、このように全道規模で被害が増加している中では、市町村はもとより、道単独での対策では難しい状況であることから、国の強いバックアップが必要な段階に来ていると私は考えます。

そこで、エゾシカによる酪農をはじめとする農業と林業被害の状況を伺うとともに、こうした被害の防止を含めたエゾシカ対策をどのように進めていくのか、また、市町村や国との連携をどのように考えているのか、伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）水間議員の質問にお答えいたします。

最初に、観光振興を目的とする税の考え方についてであります。令和元年に設置した有識者の方々などによる懇談会では、道が作成した、たたき台などを基に、税の具体的な内容について御議論をいただき、翌年2月に、宿泊税として全道一律の定額制とすること、宿泊料金に応じた免税点は設けないこと、市町村が導入する場合は独自に条例を定めることといった方向性が望ましいとの御意見を取りまとめていただきました。

今後の検討に当たっては、新たに設置する懇談会において、まずは、前回の懇談会での取りまとめや、コロナ禍を通じた社会経済情勢の変化などについて御議論をいただきながら、道としての考え方を改めて取りまとめてまいります。

次に、高病原性鳥インフルエンザへの対応についてであります。昨年秋から今年春までのシーズンは、本道はもとより、全国各地の養鶏場において過去最多となる本病の発生が確認をされ、今後とも、感染リスクの高い状況が続くことが想定されております。

養鶏事業を安定的に継続するためには、農場で本病を発生させないことが何よりも重要でありますとともに、一たび発生が確認された場合には、迅速な防疫措置により蔓延を防止する必要があります。

このため、道としては、国が行う感染経路の検証などを踏まえ、農場周辺のため池などに野鳥が飛来する場合の防止措置や堆肥場の環境整備といった、より効果的な侵入防止対策について、市町村や関係団体等と密接に連携して丁寧な技術指導を行うとともに、国が検討している分割管理の考え方について情報提供を行うなど、来るべき次のシーズンに向け、引き続き、強い危機意識を持って取り組んでまいります。

最後に、エゾシカによる農林業被害についてであります。平成24年度以降、被害額は減少傾向にあったものの、令和2年度から増加に転じ、令和3年度は約44億円となり、そのうち、牧草やデントコーンなど、酪農に関する被害額は約23億円、また、林業被害額は約4000万円となっております。

道では、昨年度から農林業被害防止のための新たな捕獲事業や捕獲経験の浅い狩猟者を対象とした実践研修を開始するとともに、本年度は、捕獲目標を大幅に引き上げ、対策を強化しております。

道としては、酪農経営の安定化や森林吸収源対策の観点からも必要な農林業被害の減少に向けて、国や市町村との連携を強化していくことが重要と考えており、国に対しては、市町村の捕獲対策や侵入防止柵整備などの実施に必要な交付金の確保や交付対象の拡大を要請するとともに、市町村と連携した捕獲事業を拡充するなど、国や市町村などと密接に連携しながら、効果的な対策に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長富原亮君 経済部観光振興監山崎雅生君。

○経済部観光振興監山崎雅生君（登壇）市町村との調整などについてでございますが、道における新税の在り方や手法、スケジュールなどの検討に当たりましては、道民の皆様をはじめ、関係する多くの方々に御理解をいただくためにも、同様に新税の導入を検討している市町村との情報共有や意思疎通を図っていくことが重要と考えております。

このため、道といたしましては、本定例会後に設置する懇談会での御議論を含め、検討状況を関係市町村等に対し丁寧に説明していくこととしており、そのための場の設置などについては、それぞれの市町村の御意向もお聞きしながら、鋭意検討してまいる所存です。

以上でございます。

○議長富原亮君 農政部長水戸部裕君。

○農政部長水戸部裕君（登壇）農業振興に関し、農業の基盤整備の推進についてであります。近年、世界的に食料需給をめぐるリスクが顕在化する中、本道が将来にわたり我が国最大の食料供給地域として国民の期待に応えていくためには、農業の生産力や競争力の強化に寄与する基盤整備の着実な推進が重要と考えております。

このため、道では、スマート農業技術の導入を容易とし、農作業の効率化や省力化を図る農地の大区画化をはじめ、輸入依存度の高い小麦や大豆、飼料作物の生産拡大につながる農地の排水対策や草地整備などを進めているところでありまして、今後とも、我が国の食料安全保障の強化に最大限貢献できるよう、必要な予算の確保とともに、農家負担の軽減にも努めながら、農業・農村整備を着実かつ計画的に推進し、持続可能で生産性の高い農業、農村の確立に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 農政部食の安全推進監野崎直人君。

○農政部食の安全推進監野崎直人君（登壇）農業振興に関し、道産農畜産物の需要拡大についてでございますが、本道農業が持続的に発展し、将来にわたって我が国の食や地域の経済を支えていくためには、生産力の向上とともに、消費の変化に的確に対応しつつ、道産農畜産物のブランド力の強化や高付加価値化を進め、国内外の需要を拡大していくことが重要でございます。

このため、道では、これまでも、道産食品登録制度や地理的表示保護制度、さらには、「YES! Clean」表示制度などによりブランド化を進めるとともに、6次産業化サポートセンタ

一を通じ、高付加価値化に取り組む農業者を支援したところでございます。

今後、さらに、近年、栽培が拡大しているニンニクやサツマイモといった新たな作物の消費拡大、市場開拓が見込める米や牛肉、牛乳の輸出の拡大などに取り組み、道産農畜産物のより一層の需要の拡大を図ってまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）水間議員の御質問にお答えをいたします。

特別支援教育に関しまして、まず、高校における特別支援教育についてであります。道教委が令和4年度に実施をいたしました調査では、道内の高校において特別な教育的支援を必要とする生徒が一定数在籍しており、管理職を含む全ての教員について、障がいへの理解や専門性の向上を図ることが求められております。

こうした中、道教委では、教職員を対象とする特別支援教育の研修の機会を設けてきておりますが、各高校が、支援を必要とする生徒に対して適切な指導や支援を組織的に行うための校内支援体制を充実させるためには、校長のリーダーシップが重要です。

このため、道教委では、本年度から、管理職を対象とした特別支援教育を重点とする学校経営のための研修を実施するとともに、各高校における支援に関するニーズを踏まえたフォローアップを行うこととしており、こうした取組を通じて特別支援教育への管理職の意識を高め、これまで以上に生徒に寄り添う教育の推進が図られるよう取り組んでまいります。

次に、高等支援学校の配置についてであります。道教委では、障がいのある生徒が、できるだけ身近な地域において、障がいの状態や心身の発達の段階等に応じた専門性の高い教育を受ける機会を確保するという観点に立ち、高校や小中学校の空き校舎、空き教室など、既存施設を活用して、必要な受入れ体制の整備を図ってまいりました。

今後におきましても、こうした考え方の下、中学校における障がいのある生徒の在籍状況や今後の推移、圏域内における高等支援学校の配置状況、地域における実習先や就労先などの状況、活用可能な空き校舎など既存施設の状況などを総合的に勘案し、生徒の障がいの状態や、本人、保護者のニーズ等を把握しながら、受入れ体制の整備を検討してまいります。

最後に、地域の教育資源の活用についてであります。高等支援学校の生徒が、経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むためには、学校が、地域の方々や関係機関などと連携協働しながら、生活に根差した実践的な教育の充実を図ることが重要です。

こうした中、道教委では、連携協働の一層の推進に向け、学校と地域住民の皆様などが目標やビジョンを共有し、力を合わせて学校の運営に取り組むコミュニティースクールの設置を進めてきており、本年4月をもって全ての道立特別支援学校に導入いたしました。

各高等支援学校においては、地域とともにある学校の実現はもとより、生徒の実習先や就労先の拡大に向け、地域行事への参加や企業等と連携した職場体験などを実施しており、道教委では、こうした取組の普及に向け、本年度から、複数の学校を指定した上で、効果的な事例や成

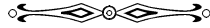
果、工夫した点などを取りまとめることとしており、地域資源を活用した多様な教育活動が多くの学校で実践されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 水間健太君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前10時39分休憩



午前10時41分開議

○議長富原亮君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

小林千代美君。

○3番小林千代美君（登壇・拍手）（発言する者あり）民主・道民連合の小林千代美です。

通告に基づき、一般質問をします。

次世代半導体製造拠点の整備と関連産業集積について、ラピダス社については、今、多くの道民が関心を持ち、本当に大丈夫なのだろうか、本当に道内全体に経済的波及効果があるのだろうかと考えております。

国家的プロジェクトを北海道に迎え、成功に向けての道の役割は多大なものとして認識しています。

しかし、2月28日にラピダス社が千歳市に半導体工場を建設することを正式発表したのに対し、知事がラピダス社にトップセールスを行ったのは、たった12日前の2月16日です。道がどれだけ主導権を持って誘致に挑んだのか、道がその役割を果たせるのか、強く不安を抱くところです。

かつて、日本は、半導体製造で世界のシェアの半分を占めていましたが、国際競争に敗れ、その後、日本の半導体産業は大きく衰退をしました。

ラピダス社が目指す集積回路の線幅が2ナノメートル相当と言われる次世代半導体は、まだ量産技術が確立されておらず、世界では1ナノメートルよりもさらに小さい技術の導入も検討されています。

国際競争を勝ち抜くラピダス社自体の課題もありますが、ラピダス社を受け入れ、成功に向けて地域が果たすべき課題も多く、道が先頭となり、自治体と一丸となって取り組む必要があると認識しています。

道政執行方針の中で、ラピダスについては、今年度の事業計画が政府から承認され、追加支援が決定されたと、国の事業が述べられただけであり、事業の成功に向けた道の積極的姿勢は何も示されませんでした。

その後の代表質問の答弁の中でも、道の認識は曖昧なまま、前のめり、先行き不透明という印象で、求められるスピード感に対応できるのかと不安です。

この事業において、道は、どのような立ち位置にあり、どのような役割を果たすのか、まず、知事に見解を伺います。

代表質問の中で、ラピダス社の事業計画に道としてどのように関与するのかという質問に対し、知事の答弁は、ラピダス社と事業計画を共有し、支援に迅速に取り組むとありましたが、民間会社の事業計画をそのままのみにするということなののでしょうか。

ラピダス社の事業計画がどのようなもので、それが本道全体に経済的波及効果をもたらす内容なのかは全く分かりません。

そもそも民間会社が作成する事業計画を道がどのように共有できるのか、伺います。

かつて自動車産業が道内に進出してきた際には、地場企業の参入はほとんど実現をされませんでしたという過去があります。

道では、本年度、半導体産業の振興に向けた実態調査を行うということですが、どのような内容の調査を行うのか、伺います。

また、年度内に取りまとめる取組方針、仮称・北海道半導体産業振興ビジョンでは何が示されるのかを伺います。

半導体産業は裾野の広い産業と言われており、説明会でも、ラピダス社は、数多くのパートナー企業に来てもらいたい、地場の企業にも協力願いたいと説明されましたが、同時に、半導体経験のあるところ、技術レベルは落とせないとありました。

裾野産業において、道外や海外の企業ばかりが潤うことのないよう、道内企業の取引参入や地元人材の雇用促進等を実現するために、取組方針は确实かつ実効性のあるものでなければならぬと認識します。

この取組方針が道内企業の参入等につながるものなのかを伺います。

説明会の中で、ラピダス社は、苫小牧から千歳、札幌、石狩湾新港までの一帯を北海道バレーと呼びました。

ラピダス社が名づけた今回のこの北海道バレー、この言葉を、知事はどのような認識にあるのか、伺います。

一番の懸念は、結局、この事業によって潤うのは北海道バレーの道央圏のみになるのではないかと、道内各地からは労働力が奪われ、道央圏の一極集中が進むだけにならないかということです。

北海道全域に波及効果があるものでない限り、オール北海道で半導体産業の振興に取り組むことは難しいと考えます。

ラピダス社が来たことにより、北海道バレーだけでなく、道内全体にどのように経済的波及効果を及ぼすのか、見解を伺います。

関連産業について、説明会で、ラピダス社からは、地場企業に協力願いたい、北海道には実績を持つ企業があまり多くない、技術レベルは落とせないと説明がありました。

地場企業の参入のために、道内製造業の引上げ、レベルアップを図る必要があると考えます

が、知事の見解を伺います。

ただでさえ北海道は製造業が弱いと言われ、道内総生産における製造業の割合は9.4%と、全国平均の20.1%を大きく下回ります。

次世代半導体製造拠点の整備などにより、製造業を中心とした第2次産業の比重が低い道内の産業構造を変えられることになるのか、伺います。

この事業が道内経済にとっての千載一遇の起爆剤となり得るものの、一方で、道民から聞かれる声は、巨額の税金を費やす事業、本当に大丈夫か、千歳を中心とした道央圏だけがもうかるのではないか、地方からは人がいなくなるだけ、国策のツケをまた負わされるのかというものがあります。

巨額の税金を費やすこの事業と北海道の将来について、道民へのメリット、デメリットを含めて丁寧な説明が必要と認識しますが、どのように行うのか、伺います。

次に、周辺整備について伺います。

ラピダス社及び関連産業の集積に伴い、道路や橋梁、上下水道、電気等のエネルギーなどをはじめとする各インフラ整備のほか、技術者等の人材確保、ハード面、ソフト面における様々な取組が必要となり、巨額な費用がかかる見通しとなっています。

近郊の自治体の中には、既に工業団地や宅地等のインフラ整備等に取り組み、道に対しては、インフラ整備等に係る強い要望が出ています。

極めて短時間で整備を進めなければならない、生産拠点を巻き込む各インフラ整備等の実施のために、財源の確保や財源措置の拡充をどのように行うのか、伺います。

半導体の製造には、多量な水が必要となります。2025年4月にも始まると言われる試作ラインでは、1日約4000立方メートルの水の利用が見込まれ、これについては、千歳市の上水道で賄うことが決定されています。

2027年の本格稼働後は、数万立方メートルの水が必要とされており、用水の確保については、水利権の問題や新しい送水管施設などのインフラ整備に100億円以上かかるとも言われる費用などが課題として挙げられています。

2027年の量産開始に備え、最適な水の供給体制をつくらなければなりません。スピード感が求められる事業ですが、水の供給体制はいつどのように決定されるのかを伺います。

次に、環境対策について、特に、工場の排水による周辺の自然環境への影響が心配されます。

説明会の中でも、排水の安全性はどのように担保されるのか、質問がありました。

特に、PFAS——有機フッ素化合物に代表されるような化学物質、PFASは、ほとんど分解されることなく、体内や自然界に蓄積されるという特徴があり、欧米では、水道水や河川、地下水などにおける基準値が法律により設けられていますが、日本では法的な規制はなく、国は暫定目標値を示しているのみです。

説明会で、ラピダス社側からは、排水は工場内の浄水施設で浄化してから排水するとの説明がありましたが、このような環境問題に道としてどのように取り組むのかを伺います。

ラピダス社の大型工事や自治体でのインフラ整備、周辺産業だけでなく、商業、サービス業などで新しい雇用が何千人も必要と言われ、給料の低い中小企業等では、人材の流出、さらなる働き手不足が今から心配されます。

次世代半導体製造拠点の整備などにより、全産業にわたる様々な影響、人手不足、低賃金対策として、道として対処をする必要があると考えますが、見解を伺います。

ラピダス社が進出先に千歳市を選んだ理由に、世界から技術者を招ける環境と挙げました。

生産拠点の整備段階から多くの作業従事者が滞在し、試験稼働に向けては、外国人材を含む多くの技術者や工場従事者が転入するなど、今後数年間で人口構造が大きく変化することが想定されます。

説明会において、ラピダス社側からは、富裕層用の住宅地が必要と説明がありましたが、千歳及びその周辺には、いわゆる高級住宅街はありません。

住環境等の整備に向けては、道も国に対して提案、要望等をしておりますが、生産拠点の稼働に向け、従業員の住環境、家族の教育環境等の整備を知事はどのようにするのか、伺います。

最後に、人材育成について伺います。

次世代半導体製造成功の鍵は、いかに優秀な人材を道内で育成できるかにあると認識します。

知事は、ラピダス社に対して、道内には多数の高等教育機関があり、人材面でラピダスのプロジェクトに貢献できると強調し、誘致をしましたが、日本では、かつて、半導体産業の衰退により多くの優秀な人材が海外に流出し、その後、人材育成も十分に進まなかった過去があります。

半導体を専門的に研究する学科を持つ大学は道内に少なく、教員も少ないのが現状です。

半導体関連技術者全体が日本では人手不足の状況にあり、学生が大学院を卒業するには少なくとも6年かかります。スピード感を持った学生の育成にいかに対応できるのか、伺います。

海外はもとより、日本国内にも次々と次世代半導体工場が建設され、優秀な技術者は引く手あまたです。

ただでさえ道内の大学を卒業した方の多くは道外に就職する現在、育てた優秀な人材を道内の就職につなげることができるのか、伺います。

また、高等教育機関への支援が不可欠と考えますが、知事の見解を求めます。

次に、高病原性鳥インフルエンザ対策について伺います。

今年の3月末から4月上旬にかけて、千歳市内の三つの農場から相次いで鳥インフルエンザが発生しました。現在、札幌圏を中心に卵の供給不足が起きています。

また、世界的に鳥インフルは猛威を振るっており、ここ数年にわたって大きな影響が継続するのではないかという見解もなされています。

今回、3農場合計で120万羽の鶏が殺処分されました。殺処分された鶏は、焼却あるいは埋却と農水省の指針により定められており、今回は、発生場所に隣接した場所での埋却のほか、千歳市の協力も得て、一部市有地にも埋却されました。

埋却場所の選定はどのような基準で行われ、公衆衛生についても十分考慮されたのか、伺いま

す。

全国的に鳥インフルエンザが発生をしていることにより、地域事情によっては、埋却地を手当てできず、埋却処理に限界が生じている地域もあるようです。

道内では埋却に替えて焼却という方法ができるのかを伺います。

今回、初めに発生した農場の殺処分と消毒をしている最中に2例目が発生し、高いレベルで感染防止対策が施され、鳥インフル予防の切り札とも言われたウインドーレス鶏舎を持つ農場でも発生がありました。

今後の対策のためには、現行の枠組みの疫学調査のほかに、空気感染やじんかい感染に焦点を当てた感染経路の究明の観点から、より深度のある疫学的調査を実施し、その結果を踏まえての対策を検討すべきと考えます。

現在、国の疫学調査チームが検証中とのことですが、全国的な流行で国の調査が追いつかないでいる状況です。

次のシーズンは、秋にやってきます。秋の到来が早い北海道としては、一日も早い従来以上の対策を早急にすべきと考えますが、対策を伺います。

今回の防疫作業には、道職員のみならず、自衛隊や市町村、農協などの職員、合計約1万人の方が対応に当たりました。特に獣医師を中心とした技術職は恒常的な欠員状態にあり、家畜保健衛生所の獣医師の負担は大変多かったと伺いました。

獣医師欠員の課題は、昨年起きた鳥インフルのときにも指摘をされています。獣医師の欠員対策を伺います。

また、生き物の殺処分という大変苛酷な作業に当たった職員の方には、心の相談等の健康管理はされていると伺いましたが、殺処分や消毒に当たった職員に対して支給される防疫救治作業手当は、たった380円です。応援いただいた市町村の中には、手当が払われた自治体、払われなかった自治体もありました。

今回、同様に鳥インフルが発生した茨城県では、手当が増額されました。

殺処分や消毒などの防疫措置に当たった職員の処遇改善を図るべきと考えます。

また、応援をいただきながら、手当の支給差のある団体をどのように考えるのか、共に見解を伺います。

道内で飼育されている採卵鶏の20%が今回処分されたことにより、現在、特に札幌圏域での卵の入手が大変困難な状況にあります。今後の卵の生産計画のめどについて伺います。

昨今の養鶏業の規模の拡大と、発生時は全処分という方法が、今回の鶏卵の流通に大きな影響を及ぼしました。

来シーズンも鳥インフルは発生リスクが高い状況と言われており、また大規模な発生が起きれば、卵の不足が慢性化するとも限りません。

今回発生した農場の中には、鶏舎の分割管理の導入を検討しているところもあります。

農水省も防疫対策の見直しと殺処分数を減らせるように指針を見直す方針を示しているという

ことですが、今後、鳥インフルがある程度流行したとしても、卵の安定供給と価格の高騰を抑えるために、ウイズコロナならぬ、ウイズ鳥フルの考え方で、総合的な養鶏業の見直しを踏まえた対策を積極的に図るべきと考えますが、知事の見解を伺います。

以上、再質問を留保し、一般質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）小林千代美議員の質問にお答えいたします。

最初に、プロジェクトにおける道の役割についてであります。私としては、ラピダス社の壮大なチャレンジに強い共感を覚え、世界最先端・最高水準の半導体を北海道から世界に届けたいとの思いから、このプロジェクトの実現に向け、共に挑戦していくパートナーとして必要な支援に取り組んできたところであります。

今後も、広域自治体の立場で、立地自治体の千歳市や国、経済団体などと連携しながら、インフラ整備や人材育成・確保など、多岐にわたる課題への対応に迅速に取り組んでまいります。

次に、ビジョンなどについてであります。仮称・北海道半導体産業振興ビジョンの策定に当たっては、専門家や地域の幅広い関係者の方々の御意見を伺いながら、サプライチェーンなど、道内の半導体関連産業の実態はもとより、国内外の先進事例などの調査を行い、オール北海道で目指すべき方向性を共有するための今後の取組の指針を示すこととしております。

このビジョンの下、産学官が緊密に連携し、各般の施策を戦略的に推進することにより、半導体関連産業の集積はもとより、道内企業の参入促進や取引拡大にもつなげてまいります。

次に、経済波及効果についてであります。ラピダス社の小池社長が提唱する北海道バレー構想は、道のデジタルや再エネ関連産業の集積に関する取組と親和性が高いと考えており、ラピダス社を核として、道が提唱してきたデータセンターパークとも連動しながら、まちづくりにもつながるよう、戦略的に取り組むことが重要であります。

このため、道では、この夏までに取りまとめることとしているデジタル関連産業の集積に向けた推進方向や、年度内をめどに取りまとめることとしている仮称・北海道半導体産業振興ビジョンの下、地域の声などを踏まえながら各般の施策を総合的に推進することにより、道央圏のみならず、北海道全体の経済活性化と持続的発展につなげてまいります。

次に、製造業の振興についてであります。本道は、全国と比べ、総生産に占める製造業の比率が低い産業構造にあり、力強い経済の実現に向けては、経済波及効果が高いものづくり産業の振興が重要であると認識をしております。

このため、道としては、市町村や産業支援機関と連携し、道内ものづくり企業の技術力向上や製品開発に向けた専門家の派遣による技術指導に加え、工業試験場による生産管理・品質管理研修の実施、ビジネス機会の拡大に向けた商談会、展示会への出展や、道内外の企業とのマッチングなどを支援するとともに、今後策定するビジョンの下、半導体関連産業への道内ものづくり企業の参入促進や取引拡大を進めてまいります。

次に、次世代半導体製造拠点の周辺整備についてであります。半導体の製造に必要不可欠な

用排水施設等のインフラ整備については、国、千歳市、ラピダス社と緊密に連携しながら、協議、調整を進めているところであります。

一方、この国家プロジェクトの成功に向けたインフラ整備には巨額な費用負担が見込まれ、自治体のみでの対応は困難であることから、道といたしましては、国に対し、財政支援について要望を行ったところであり、今後も、国に対し必要な支援を求めながら、関係機関と連携を一層強化し、整備に着実に取り組んでまいります。

次に、半導体人材の育成等についてであります。道内では、理工系の大学や高専などにおいて、半導体産業を支える人材を育成するためのカリキュラム等が十分整っていないことから、国では、道や道内大学など関係機関で構成する北海道半導体人材育成等推進協議会を設立し、モデルカリキュラムの作成、導入などに取り組むこととしております。

道としては、こうした取組に積極的に貢献するとともに、道内の大学と連携した学生向けのセミナーなどにより、今後の半導体関連産業を担う人材の育成に取り組むほか、道内の大学や高専の卒業生の就職動向などを丁寧に把握しながら、必要に応じ、マッチングやセミナーといった取組により理系人材の道内での就職を支援するなど、適切に対応してまいります。

次に、高病原性鳥インフルエンザに関し、まず、発生防止対策についてであります。昨年秋から今年春までのシーズンは、本道はもとより、全国各地の養鶏場において過去最多となる本病の発生が確認され、今後も感染リスクの高い状況が続くことが想定をされております。

養鶏事業を安定的に継続するためには、農場で本病を発生させないことが何よりも重要であり、道としては、来るべき渡り鳥のシーズンに向け、市町村や関係団体等と密接に連携を図りながら、農場周辺のため池などに野鳥が飛来する場合の防止措置や堆肥場の環境整備といった、より効果的なウイルスの侵入防止対策について、改めて丁寧に技術指導を行うなど、強い危機意識を持って発生予防に取り組んでまいります。

最後に、養鶏事業に関する今後の対策についてであります。養鶏事業を将来にわたり継続し、道民の皆様に鶏卵を安定的に供給していくためには、高病原性鳥インフルエンザの発生防止が何よりも重要でありますとともに、一たび発生が確認された場合には、迅速な防疫措置により蔓延を防止することが必要であります。

こうした中、国では、発生農場に関する疫学調査を進めるとともに、これまでの発生で明らかになった課題を踏まえ、農場の分割管理の導入に向けた検討を進めているところです。

道としては、こうした国の動きについて、関係者に、随時、情報提供を行うとともに、引き続き、市町村や関係団体等と密接に連携しつつ、強い危機意識を持って効果的な農場への侵入防止対策の指導などに取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長富原亮君 経済部長中島俊明君。

○経済部長中島俊明君（登壇）次世代半導体製造拠点と関連産業集積に関し、初めに、ラピダス

社との情報共有についてであります。同社が、2025年のパイロットライン稼働、2027年の量産開始というスケジュールの達成に向けてハイスピードで取り組む中で、道では、ラピダス社や、国、千歳市と定期的に協議を行うなど、様々な機会を通じて、同社の事業計画をはじめ、プロジェクトの成功に向けて必要な情報の共有に努めているところでございます。

次に、道民の皆様への情報発信についてであります。ラピダス社が千歳市において進める次世代半導体の製造拠点のプロジェクトの成功に向けましては、より多くの道民の皆様理解を深めていただき、共感を得ることが重要であります。

このため、道では、これまでに2回、セミナーなどを開催し、5月22日に開催した説明会には1400人を超える方々に御参加をいただいたところでございまして、今後も、事業の進捗に応じ、一般の道民の皆様や大学、高専の学生の方々などを対象にカテゴリー別のセミナーを開催するなど、様々な機会を捉え、丁寧な説明に努めてまいります。

次に、ラピダス社への水の供給についてであります。半導体の製造に必要な不可欠な水の供給につきましては、インフラ整備の検討はもとより、水利権の調整など、多くの関係者の理解を得ることが不可欠であり、スピード感を意識しつつ、着実に進める必要があるものと認識しております。

道といたしましては、できるだけ早期に供給方法等を決められるよう、取水可能性等について必要な調査を行いますとともに、2027年からの量産開始に向けて、国、千歳市、ラピダス社と緊密に連携し、迅速に検討を進めてまいります。

次に、人手不足対策などについてでございます。経済活動が活発化する中、様々な業種において人手不足が深刻化しており、道内企業の経営を支える多様な働き手の確保に取り組むことが一層重要になるものと認識しております。

このため、道では、人材確保に向けて、道外企業で活躍経験のある人材の誘致やU・Iターンの促進、職場定着に向けた就業環境改善などへの支援、人手不足が深刻な業種を対象に支援金等を支給する事業を実施するとともに、賃上げにつながるよう生産性や収益性の向上に資する専門家派遣を実施しているところであり、今後とも、道内各地で人手不足に直面する地域産業や企業のニーズを丁寧に把握しながら、人材の確保や経営基盤の強化に努めるなど、適切に対応してまいります。

最後に、従業員の住環境などについてでございます。ラピダス社の立地により、建設工事などの直接投資に加え、新規の雇用創出が見込まれるなど、幅広い経済波及効果が期待される中、同社では従業員数が1000人規模になるとの見通しを示しておりまして、従業員やその御家族の受入れ環境の整備について検討していく必要があるものと認識しております。

このため、道といたしましては、引き続き、同社の事業計画を共有しながら、国や千歳市、周辺市町村などと連携し、受入れ環境の整備に向けた具体的な課題の把握に努めてまいりますとともに、住環境等の関連施設の整備について国に要望するなど、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 環境生活部長加納孝之君。

○環境生活部長加納孝之君（登壇）次世代半導体製造拠点などに関しまして、環境対策についてでございますが、本年5月22日に開催されましたプロジェクトの説明会におきまして、ラピダス社からは、工場稼働後の排水につきましては、法令で定める基準値を満たすよう、自社で処理を行った上で下水処理場に接続するとの考えが示されたところでございます。

また、有機フッ素化合物の総称でございますPFASに関しまして、人の健康へ影響を及ぼす可能性が指摘されておりますPFOSとPFOAの二つの物質につきましては、既に半導体の製造材料からは全廃されており、工場に持ち込むことはないなどの説明があったところでございます。

PFASにつきましては、現在、国におきまして、専門家会議を設置し、科学的根拠に基づく総合的な対応の検討などが行われており、道といたしましては、その動きを注視いたしますとともに、各種環境関連法令に基づく指導等を通じ、千歳市と連携して、環境保全対策が適切に実施されるよう対応してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 農政部食の安全推進監野崎直人君。

○農政部食の安全推進監野崎直人君（登壇）高病原性鳥インフルエンザに関し、汚染物品の処理についてでございますが、本道では、殺処分した死体や排せつ物等の汚染物品の処理は、速やかなウイルスの拡散防止等の観点から、発生農場敷地内での埋却を基本として、国の防疫マニュアルに基づき、例えば、井戸などから離れた場所とするなど配慮の上、事前に複数の候補地を選定し、実際の運用に当たっては、試掘を行い、環境や衛生面での影響が生じないよう確認を経て埋却場所を決定しているところでございます。

また、家畜伝染病予防法では焼却も認められておりますが、道内では、焼却炉の構造上の問題により、利用可能な施設がないことや処理に時間を要することなどから、道といたしましては、引き続き、埋却を前提とした農場ごとの防疫計画に基づき、適切な本病の蔓延防止対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 農政部長水戸部裕君。

○農政部長水戸部裕君（登壇）高病原性鳥インフルエンザに関し、初めに、獣医師の確保についてでございますが、海外悪性伝染病の発生リスクが高まる中、本道の酪農、畜産が持続的に発展していくためには、安全、安心な畜産物の安定生産への取組と併せ、農場における衛生対策の一層の推進がますます重要となっております。

このため、道では、家畜保健衛生所における獣医師の確保に向けて、初任給調整手当など給与面での処遇改善や年間を通じた募集に加え、インターンシップの受入れや、オンライン相談窓口を設置し、北海道の公務員獣医師ならではの魅力について情報発信するなどの取組を行っているところであり、引き続き、庁内の関係部局や畜産関係団体とも連携をしながら、獣医師の確保に

努めてまいります。

次に、防疫作業に従事する職員の処遇改善についてであります。発生農場における防疫措置に当たっては、道職員のほか、市町村や農協などの協力を得て、必要な人員を確保し、迅速な防疫作業を実施しておりますが、防疫作業に従事した職員への諸手当などにつきましては、それぞれの関係機関で負担をしておりますことから、国に対して、防疫措置に係る自治体職員の手当について十分な財政支援を行うよう求めているところでございます。

また、家畜伝染病の蔓延を防止するために行う家畜の殺処分や畜舎の消毒作業等に従事した職員に支給する等の防疫救済作業手当につきましては、国に準じた取扱いを基本としておりますことから、引き続き、国の動向などを注視しながら、適時適切に対応してまいります。

最後に、鶏卵の安定生産についてであります。この春、千歳市内で発生した高病原性鳥インフルエンザによりまして、道内で飼養される採卵鶏の2割を超える約120万羽が殺処分され、鶏卵の安定供給に大きな影響が生じております。

発生農場におきましては、順次、段階的にひなを導入し、生産の回復に努めておりますが、発生前の生産量に戻るには1年から1年半程度の期間が必要とされているところでございます。

このため、道では、道内の鶏卵生産者に対しまして、飼養期間の延長や家庭向けへの優先提供を要請したほか、発生農場に対し、国の手当金の申請や新たに導入する鶏に対する経営支援互助金などの活用など、早期の経営再開に向けたサポートを行いながら、道内における鶏卵の安定的な生産と供給に努めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 小林千代美君。

○3番小林千代美君（登壇・拍手）（発言する者あり）まず、ラピダスですけれども、この事業で一番の鍵を握るのは、ひとえに人材育成と感じています。

優秀な学生の、今、道内卒業生の8割が道外に就職をするという現状です。若者に北海道を選んでもらい、北海道の未来を託す、知事の力強いメッセージが必要だということを指摘させていただきます。

次に、高病原性鳥インフルエンザです。

鶏の埋却については、事前に影響がないことを確認して埋却地を決めたと伺いました。過去にも埋却後の環境汚染はないということでしたけれども、今回は過去にない数の鶏が埋却をされました。

埋却地は、畜産・農村地帯であり、数キロメートル先には住宅街もあります。事前の環境への確認だけでなく、埋却後も、環境に影響がないのか、確認が必要だと指摘をさせていただきます。

また、獣医師不足については、従来から対策を取っていると答弁されましたが、それでも現在足りていないのが現状です。

この秋にも鳥フルの発生はあり得ます。今まで以上の取組が必要だと指摘をいたします。

そして、職員の処遇改善です。

手当については、国に準じた取扱いと答弁をされましたけれども、農水省本省の職員が来て鶏を殺すわけではありません。実際に作業をされるのは、道職員と応援団体の皆様方です。

コロナのとき、手当が増額をされましたけれども、それは、大型豪華客船で、コロナ発生時に、厚労省の職員が実際に作業に当たったから人事院が動き、道が追随をした結果です。

鳥フルは、来シーズンも起こり得ます。つらい作業に当たった職員の方々がまた作業しなければならないかもしれない。せめて手当を増額するという知事の積極的な態度を望みますけれども、見解を求めます。

以上、再質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）小林千代美議員の再質問にお答えをいたします。

防疫救済作業手当についてであります。道では、高病原性鳥インフルエンザの防疫作業に従事した職員に対し、特殊勤務手当として防疫救済作業手当を支給しておりますが、こうした職員の給与は、国家公務員との均衡の原則の観点から、国に準じた取扱いを基本としております。

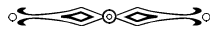
今後とも、国の動向などを注視しながら、適時適切に取り扱ってまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 小林千代美君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時28分休憩



午後1時2分開議

○議長富原亮君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

武市尚子君。

○11番武市尚子君（登壇・拍手）（発言する者あり）札幌市手稲区選出、自民党・道民会議の武市尚子です。

このたび、地域の皆様の負託を受け、道議会の一員となり、この場で質問に立つ機会をいただきましたこと、大変光栄に存じております。

諸先輩方の御指導を仰ぎつつ、愛するふるさとであり、世界の宝である北海道のため、誠心誠意努めてまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）（発言する者あり）

それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

まず一つ目は、ウイズコロナ時代における医療・福祉体制についてであります。

3年を超える新型コロナウイルス感染症との闘いも、5月8日に感染症法上の位置づけが2類から5類に変更され、感染症政策としては一つの節目を迎えたということになります。

しかしながら、新型コロナウイルス自体がこの世の中から消えてしまったわけではなく、先

頃、感染者は増加傾向にあると報道されていますように、我々誰もがこのウイルスに感染し得ることを前提に、日常を取り戻していかなければなりません。

知事は、道政執行方針で、何より暮らしの安心の確保を最優先としながら、経済対策の着実な執行はもとより、引き続き、社会経済情勢の変化に機動的に対応していく旨、述べておられます。

今日の高齢化社会において、大勢の高齢者の方々の暮らしの安心を支えているのが介護施設であります。

新型コロナウイルスの感染症法上の類型が季節性インフルエンザと同等となったとしても、介護施設等、高齢者などリスクの高い方々のケアをする場においては、従前の感染対策を継続する必要があり、そのための時間や労力がかかります。

介護施設等で働く職員やその御家族が感染した場合には、一定期間、就業を控えることになって、人手不足に拍車がかかるほか、新型コロナウイルス感染症特有の問題として、罹患後症状として知られる味覚障がいが高齢者に起こった場合、お食事をなかなか食べていただけないので、お食事の介助に、より多くの時間を要しているということも介護の現場から聞いております。

これまでも介護を担う職員が不足している中、様々な御苦勞が今なお続いておりますが、介護施設への支援継続について、道の方針をお伺いいたします。

次に、医師の働き方改革についてであります。

ウイズコロナ時代を支えるという重要な使命が地域医療に課されている中、2024年——来年の4月から、いわゆる医師の働き方改革、医師の時間外労働規制が開始されます。

道内では、現時点において、特定労務管理対象機関、すなわち、医師の労務負荷が高い病院ということになりますが、その指定を予定している医療機関数は33か所と伺っているところであります。

道内の病院534のうち、9割以上の医療機関においては、全ての医師が年間960時間の時間外労働の上限で働くことが前提となっているということになります。

各地域の医療機関の準備状況によっては、医師の偏在、不足などにより、地域医療が脅かされる事態も想定されます。そのようなことにならないよう、道としての支援体制が問われると考えられますが、知事の見解をお伺いいたします。

次に、死因究明等についてであります。

まず、死因究明等における道の役割についてお伺いいたします。

死亡した原因や経過の判明しない死体について、解剖や死後画像診断等により死因を明らかにすること、すなわち、死因究明は、災害、事故、犯罪、虐待、感染症拡大など、市民生活を脅かす事象について、その被害の拡大や再発を防止するなど、適切な措置につなげるために極めて重要であります。

知事は、先日の道政執行方針において、命と生活を守る基盤づくりとして、新たな感染症などへの備えも強化する旨、述べられました。

令和3年6月に閣議決定された死因究明等推進計画では、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症の脅威等に鑑み、死因究明等とその体制強化の重要性はますます高まっていることがうたわれているとともに、現状において、監察医制度を持つ地方公共団体に比べて、当該制度を持たない地方公共団体において、公衆衛生の向上、増進等を目的とした解剖、検査等が少ない傾向が見られ、得られた知見を社会に還元する機能に乏しいと言えること等から、地域における死因究明体制の実態を把握し、必要な解剖、検査等が行われる体制構築を推進することが必要であるとも指摘されています。

新興感染症感染拡大の中で解剖や検査が果たした役割の例としては、まだ詳細な病態や治療法が判明していない感染拡大の初期に、ドイツのハンブルクの法医学研究所において80名の新型コロナウイルス陽性者の解剖が実施され、その多数に深部静脈血栓の存在が明らかになるなど、その後の新たな治療戦略につながる知見が得られたことが挙げられます。

この例は、公衆衛生の向上を目的とした死因究明の一例ですけれども、本道においても、安全で安心して暮らせる社会づくり、また、個人の尊厳が保持される社会の実現に向け、死因究明の体制を整えておくことは極めて重要であると考えますが、施策を進める上で道の役割をどのように考えているか、道の見解をお伺いいたします。

次に、死因究明に係る取組についてお伺いいたします。

死因究明等推進基本法では、「地方公共団体は、（中略）死因究明等に関する施策に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされています。

地方公共団体における死因究明の体制の在り方については、各地の死因究明等推進協議会において、警察、医療関係団体や法医解剖を担う大学法医学教室など、横断的に協議が行われているものと承知しています。

道においては、平成30年度以降、北海道死因究明等推進会議が開かれていないと認識しています。

新型コロナウイルスのパンデミックを経て、今後、死因究明等推進会議を開催する場合には、知事が述べられていた新興感染症への備えといった観点を取り入れて、専門家を交えて協議していただきたいと思います。

観点の一例として申し上げますけれども、知事は、我が会派の三好議員の代表質問への答弁として、今後の新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種の検討を呼びかける旨、述べられています。

ワクチン接種は有効な重症化予防手段であると私自身は考えておりますが、受ける側にとってみると、接種するメリットと体質や副反応などのデメリットを認識した上で、個人がそれぞれ検討、判断していくべきものであります。

厚生労働省の発表によると、ワクチン接種後の死亡は、令和3年2月から令和5年3月までに報告されたものが約2000件あります。ワクチン接種と死亡との因果関係は、99%以上が、情報不

足等によりワクチンと死亡との因果関係が評価できないとされています。

専門家のコメントの中には、死因を確定するための情報や既往に関する詳細な情報が不足しており、ワクチン接種と死亡との因果関係を評価できないなど、死因が判明していないことを指摘するものも散見されます。

最終的な因果関係は、国の検討部会において判断されるものとしても、道民がワクチン接種のメリット、デメリットを認識した上で接種するかどうかの検討をするためにも、ワクチン接種後の死亡について、可能な限り、死因等を明らかにする体制を整えることが望ましいと私は考えております。

国とどのような役割分担で道として死因究明を進めていくのか、北海道死因究明等推進会議において協議を重ね、死因究明を推進していただきたいと考えております。

道における死因究明に係るこれまでの取組状況と今後の対応についてお伺いいたします。

次に、道における動物愛護、動物福祉の考え方についてであります。

まず、道における動物愛護、動物福祉の在り方などについてお伺いいたします。

人と動物が安心して暮らせる北海道のため、本道における動物愛護管理センターの立ち上げは、長年の悲願であったと承知しておりますが、このたび、獣医師会をはじめ、動物愛護に関わる多くの方々、知事、関係部局の御尽力により、同センターが本年より活動開始に至ったことは、誠に喜ばしいところであります。

これまで、動物愛護管理センターの立ち上げを要望し、また、後押ししてきた道議会に今期から加わったものとして、また、動物を愛する道民の一人として、センターの今後の活動について、心から期待を寄せるものであります。

そこで、改めて、本道における動物愛護、動物福祉の在り方など、知事の見解をお伺いいたします。

次に、犬、猫以外の動物の保護、愛護についてお伺いいたします。

動物愛護管理センターは、動物愛護管理法に基づき、対象が犬、猫であることは認識しております。

一方、住宅環境の変化や価値観の多様化等により、ペットとなる動物は、犬や猫だけではなく、ウサギやハムスター、ハリネズミ、セキセイインコやフクロウといった鳥類や、亀やイグアナといった爬虫類など、多種多様な動物が選ばれる時代になりました。

そういった動物が逃げ出してしまったり、あってはならないことですが、遺棄されたりした結果、第三者に保護されて警察に届け出られることがあります。

6月21日の総務委員会において、私は、犬、猫以外の動物が保護されるなどして警察に届けられ、拾得として扱われた場合の取扱いについて、道警察に質問いたしました。

道警察からは、昨年1年間で、犬、猫以外の動物が拾得として扱われた数が約200匹であること、飼い主がすぐに見つからない場合は、警察署は、動物の飼育や保管に関する体制を有していないため、遺失物法の規定に基づいて、引取りを希望するその動物を拾ってきた方、または、専

門的な知識や施設を有する民間事業者等に飼育を委託する対応を取っているとの答弁をいただきました。

犬、猫以外の動物は、遺失物法上は財布などの物と同じ位置づけであるという枠組みの中、命を命として守っていくために、保護団体等の民間事業者が奮闘し、動物愛護の現場で命を支えている状況にあります。

これらを踏まえ、北海道として、犬、猫以外の動物の保護、動物愛護についてどのように進めていくのか、道の見解を伺います。

最後に、市街地におけるヒグマ対策についてであります。

近年、道内各地でヒグマの市街地出没が相次いでおり、札幌の山際ではヒグマが出没するのが当たり前ようになってきております。

地元・手稲の住宅地でも、ヒグマの目撃情報により午後休校や集団下校となった小中学生と出会うこともしばしばあり、自分の子ども時代を顧みても、かつてなかったことではないかと感じております。

特に、手稲区、西区、中央区、南区は、山の麓と市街地が入り組み、人の生活圏とヒグマとの距離があまりにも近くなってきており、多くの市民が不安な生活を送ることとなっています。

ヒグマは、北海道の豊かな自然を代表する野生生物であります。しかし、これから人とヒグマの共存を目指していくのであれば、今起きているあつれきを減らしていくことが大切であり、市街地への出没抑制対策は待ったなしで取り組むべき課題であります。

市街地に出没が増えた要因を現在どのように分析しており、今後どのように対策を進めていこうとしておられるのか、道の見解をお伺いいたします。

以上で質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）武市議員の質問にお答えいたします。

最初に、医療・福祉体制に関し、まず、介護施設への支援についてであります。国は、本年3月の新型コロナウイルス感染症対策本部において、5類移行後も、重症化リスクの高い高齢者の方々が多く生活している介護施設の感染症対策の徹底や医療機関との連携強化など、各種の政策、措置を当面継続することとしたところであります。

このため、施設は、平時から、基本的な感染対策や業務継続計画の策定、訓練、研修などに取り組み、患者発生時には、医師への相談、往診、入院調整等が円滑に行えるよう、協力医療機関を確保することが求められております。

道では、施設での取組を支援するため、施設向け研修の実施、医療連携体制の確保や業務継続計画の策定に向けた助言を行うとともに、施設内療養の経費や人材確保等に対する補助、介護職員の派遣、緊急時の衛生用品の提供といった支援などに引き続き取り組んでまいります。

次に、医師の働き方改革についてであります。医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う生産年齢人口の減少が進む中、医師の働き方改革は、医療の質と安全を確保し、持続可能な

医療提供体制を構築する上で、重要な取組であると認識をしております。

このため、道では、病院等を対象に、医師派遣や宿日直許可の取得状況などに関する調査を実施し、医育大学や医師会、労働局などと全道の取組状況や課題などについて意見交換を行うとともに、道の医療勤務環境改善支援センターにおいて、アドバイザーによる相談支援などに取り組んできたところであります。

道としては、引き続き、専門的かつきめ細かな助言などを行うことはもとより、特定労務管理対象機関の指定等に関する説明会を道内各地で開催するなど、一層の支援を図るほか、個別の医療機関への働きかけや関係者間の調整も行いながら、医師の方々の働き方改革と地域医療の確保の両立に向け取り組んでまいります。

次に、死因究明に係る取組についてであります。死因究明等推進基本法では、都道府県は、地域の実情に応じて、施策の検討や実施状況の検証、評価をするための死因究明等推進地方協議会の設置に努めることとされているところであります。

道では、道内医育大学の法医学講座や、医師会、警察などの関係機関によって構成する北海道死因究明等推進会議を設置し、これまで、現状、課題などについての意見交換や情報共有を行うなど、関係者間における理解の促進や死因究明に係る技術の向上などについて取り組んできているところであり、引き続き、関係機関と連携し、死因究明に関する施策の推進に努めてまいります。

最後に、動物愛護についてであります。動物の虐待や多頭飼育崩壊など、動物を取り巻く多様な課題に対応するため、道では、動物愛護管理推進計画を策定し、その目標として、人と動物とのよりよい関係づくりや、動物との関わり合いを通じて命を尊重する精神を育むことを掲げ、愛護活動の推進や関係者による協働関係の構築などについて取り組んでおります。

道としては、今後とも、動物の適正な飼養管理の推進と動物愛護の意識を啓発していくことが重要と考えており、今年度、道央地区において整備を行う動物愛護管理センターを中心に、関係機関との連携を密にしながら、人と動物が共生する社会の実現を目指して取組を進めてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長富原亮君 保健福祉部長道場満君。

○保健福祉部長道場満君（登壇）死因究明等における道の役割についてでございますが、国では、犯罪死の見逃しの問題や高齢化の進行に伴う死亡者数の増加、頻発する大規模災害の発生などを背景に、令和2年に死因究明等推進基本法を制定するとともに、令和3年に死因究明等推進計画を策定したところでございます。

法では、国が死因究明等に関する施策を総合的に策定及び実施することとし、都道府県は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を実施することとされており、道といたしましては、警察等の関係機関と連携し、施策を推進してまいります。

○議長富原亮君 環境生活部長加納孝之君。

○環境生活部長加納孝之君（登壇） まず、道における動物愛護などに関し、犬、猫以外の動物の保護についてでございますが、動物愛護管理法では、都道府県は、犬または猫の引取りを所有者から求められ、拒否する理由がないと認められる場合、犬、猫を引き取らなければならないものとされ、動物愛護管理センターの機能の一つとして定められております。

一方、犬、猫以外の動物の引取りにつきましては、法律上、義務づけがなく、センターの機能としても定められてはおりませんが、道では、愛護動物に該当する犬、猫以外の哺乳類や鳥類、爬虫類の保護や引取りの相談があった場合、これらの動物を扱う動物愛護団体などと連携して、飼養先の確保に取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、今後とも、犬、猫以外の動物につきましても、命あるものとして適切な保護や引取りなどが行われるよう、関係団体と連携を密にし、協力体制の構築に努めますほか、最後まで責任を持って飼うなど、飼い主のモラルとマナーの向上につきまして、様々な機会を通じ、啓発してまいります。

次に、市街地におけるヒグマ対策などについてでございますが、全道のヒグマの生息数は増加の傾向にあると考えており、専門家からは、ヒグマの生息域が人里周辺まで拡大していることや、人への警戒心が薄れているなど、生態や行動が変化していることが指摘されているところであります。

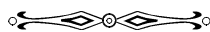
道では、ヒグマと人とのあつれきを抑制するため、人里に頻繁に出没する問題個体の排除や人への警戒心を植え付けることを目的とした春期管理捕獲を令和5年春から開始するとともに、道民の皆様に対しては、ヒグマに関する正しい知識の啓発や、人里に出没した際のSNSを活用した情報発信を行いますほか、人身事故が懸念される場合には、ヒグマ注意報を発出して広く注意を促しているところであり、今後も、道民の皆様の安全、安心の確保に向けて、市町村や関係機関との連携をより強めながら、様々な観点からヒグマ対策を進めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 武市尚子君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後1時31分休憩



午後1時32分開議

○議長富原亮君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

清水敬弘君。

○4番清水敬弘君（登壇・拍手）（発言する者あり）民主・道民連合、札幌市手稲区選出、清水敬弘であります。

通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

初めに、本道の物流現場において大きな転換期となる物流政策について伺います。

まずもって、今月18日に、八雲町において、高速バスに家畜運搬用車両が衝突し、5名が亡くなる大変痛ましい事故が発生いたしました。私の立場からも、お亡くなりになられた方、大変恐ろしい事故に見舞われた方に、深い哀悼と心からお悔やみを申し上げます。

現在、事故現場を含む区間では、センターラインに溝を掘り、音と振動でドライバーに注意を促すランブルストリップスの対策が取られることが決定しました。

公道を走行するプロドライバーの苛酷かつ強い緊張感が続く仕事量の在り方を制度、政策の分野で少しでも緩和する、そして、この先の具体的な改善策を求めていかんとする道の姿勢や知事の所見を伺います。

本道における生産年齢人口の減少及び担い手の高齢化には歯止めが利かず、全業種的に深刻な課題として横たわっている中、トラックドライバーの運輸業界が担う陸路輸送、J R貨物が担う鉄路輸送、それぞれの業種で、物流現場における恒常的な人材不足と、暦年にわたり厳しい状況が続いてきました。

その渦中で、トラック・タクシー・バス運転手における時間外労働の上限規制に伴う働き方改革関連法、いわゆる物流の2024年問題の施行まで残り1年を切りました。

知事、業界の実態調査によると、この物流の2024年問題をまだ知らない方が全国民の半数以上に上るとされております。相対的な物流コストの上昇分をどこに転嫁することが適正であるのかも含め、迫る課題は山積しております。

運輸業界は、労働集約型産業とも呼称され、売上げの原資となるドライバーの労働時間が減少すると、それに正比例し、売上げも下がってしまいます。

労働時間の抑制でドライバーの時間外手当が見込めず、会社の売上げ減少による影響などで基本給のアップがない場合、結果的に給料が減少するおそれがあり、業界の人手不足に拍車がかかる懸念があります。

また、公道や民家、あらゆる場面で細心の注意と緊張感で臨む技術難易度の高いプロのトラックドライバーは、他業種と比較して長時間労働になりがちな実態にあり、脳や心臓疾患などの労災支給が発動となるケースが多く、労働条件並びに安全衛生の確保、改善が喫緊の課題となっております。

改善策の一つには、複数の貨物をまとめる共同輸送やパレット積みのまま発送から到着まで輸送する一貫パレチゼーション輸送などを含めた輸配送の効率化が何より不可欠であります。荷待ち時間が大きなネックとなっている現状に対して、道民を含む荷主の理解醸成と意識改革を繰り返し求めていかななくてはなりません。

また、トラックドライバーの過重労働を軽減するために、モーダルシフトをさらに普及させ、物流生産性の向上を図るためには、本道の物流シェアで全体の1割程度とされながらも、J R貨物による鉄路輸送の特性である一回の運行で大量の荷物を運ぶことのできる大量性、中長距離間の輸送における経済性、道路渋滞における影響を受けない定時性、業務車両に比べてCO₂の排

出量が格段に少ない環境特性、さらには、1人の運転士で本道においては、20両編成で、500トンでございます、500トンの荷物を輸送できる労働生産性の大型輸送力を生かし、船舶による海上輸送やエアカーゴに積み替える空路輸送なども含めた形で、モーダルコンビネーションをさらに前に拡充展開させるなど、本道の地域の暮らしや経済産業を支える安定的かつ持続的な交通・物流ネットワークの確保などを戦略的に進めることがこの先も大変重要となります。

このため、道として、総合的な物流対策として、本道におけるトラックなどの陸路輸送の現状課題と改善策について、同様に、本道におけるJR貨物などの鉄路輸送における現状課題と改善策について、今後はどのような形で対応する考えか、それぞれ伺います。

次に、デジタル分野について伺います。

本道においては、令和2年度及び3年度に、地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証として、建物及び敷地内の自営5Gネットワークの活用事例として、中山間地域のEVロボット、フリーストール牛舎の遠隔制御、トラクターなどの自動運転化、あるいは、海洋資源調査の水中ドローンなど、地域の企業や自治体などが個別具体のニーズに応じて柔軟に対応する5Gシステムの構築により開発実証エリアを広げるとともに、税制優遇措置も組み加え、同事業の導入促進を図ることなどを主な目的としております。

また、本道における光ファイバーの世帯カバー率も9割以上とのことで、道内の市街地においては、ほぼ全域を網羅していることを伺っております。

一方で、郊外の農村部や自治体間を移動する中山間地域においては、表記上で光ファイバーのカバー地域であっても、突然、通信途絶となる不感地帯のエリアが散見されることも報告されております。

知事が今後も推進していくデジタルの中には、スマート農林水産業を含むDX事業推進が柱立てされておりますが、そう遠くない近未来に、本道におけるドローンの輸送体制の確立も目指していることから、情報通信の不感地帯の解消に向けて、さらに対策を急ぐ必要があると考えます。

このため、道として、本道における光ファイバーのカバー率向上に向けた課題をどう認識し、今後どのような形で対応していく考えなのか、伺います。

次に、エネルギー政策について伺います。

改めまして、知事は、第2回定例会開会日の道政執行方針並びに本会議の代表質問の答弁において、知事に就任以降、これまでも、そして、これからも、道民の命と健康、暮らしを守り抜き、活力あふれる北海道の実現に全身全霊で取り組む決意を表明されました。

知事、まさしく、道民の命と健康、暮らしに直結する基礎食料生産、そしてまた、生産現場の環境をめぐる事象は、大きく変容しております。

エネルギー政策では、過日、我が会派の梶谷大志議員会長からも、代表質問で、ALPS処理水の海洋放出における強い懸念を質問いたしました。

とりわけ、我が国の貴重な海洋資源として、食の分野で世界から大変注目されているものの中

に、昆布、ワカメ、メカブなどに代表する海藻類があります。

知事も、なおみちカフェにおいて全道各地・各所を視察されておられますから、水産現場の実情をよく御存じのことと思われませんが、海水と日光で成長し、我が国が世界に誇る海藻類とは、藻場が、藻場が何よりも大切であることは論をまちません。

生物多様性や海の生態系を保全することの重要性などが改めて見直されている現況において、海域や水深、底質などによって異なり、多種多様な藻場が形成され、育まれる海藻類、あるいは、貴重な海洋資源が、そして今、海洋生物が、国の方針によって、三重水素であるトリチウムを除去できないALPS処理水の海洋放出や、沿岸域の施設などの建設過程で生じる土砂埋立てによる海洋汚染への影響などが強く懸念されております。

このため、道として、再生可能エネルギーの導入促進、ALPS処理水の海洋放出における大きな懸念、道内の有益な海洋資源並びに希少生物も多く生息する沿岸周辺部における生物多様性との共生、地元漁業者、漁連などが表明する強い反対表明について、今後はどのような形で対応する考えか、改めて伺います。

次に、ヒグマ対策について伺います。

初めに、ヒグマの推定生息数並びに春期管理捕獲について伺います。

知事、今期も本道におけるヒグマの目撃情報が相次いでおります。とりわけ、今月に入り、毎日、ヒグマが目撃される情報が上がってきており、道民は、非常に不安な状況にさいなまれております。

以前は、風光明媚な農村部や、観光地に隣接する山間部などで目撃されることが多かったのですが、直近では、私の選挙区であります札幌市手稲区はもとより、隣接する西区、中央区、そして南区など、市内行政区においても目撃情報があり、道庁所管部では集約に追われております。

これら市街地や住宅地などを徘徊するヒグマをアーバンベアと呼称するそうではありますが、有識者の先生による見解では、市街地に隣接している森林のほぼ全ての地域にはヒグマが生息しており、繁殖し、子グマを産んで育てている状況ということでもあります。

現場の皆様のお言葉をお借りすると、森の中には熊が密集し、みちみちになっているとのことでもあります。

かつてない目撃個体数に加え、今々のシーズンがヒグマの繁殖期であり、7月上旬までは、行動範囲が広がり、非常に危険な状態に拍車がかかります。

熊よけの鈴や電子ホイッスルなどでは全く効果がない人慣れしたヒグマが徘徊することや、都市部以外でも地域の職場や畑などで頻繁にヒグマに遭遇する情報が相次いでおります。また、餌を求めて冬にも出没する事例なども散見されていることから、遭遇した方の詳細情報に基づき、この先も深掘りの検証が必要と考えます。

方や、人前には一切その姿を現さず、4年前から今月に至るまで、標茶町、厚岸町などを中心に、乳牛66頭を執着し襲ってきた史上最凶のヒグマ、忍者ヒグマとまで呼称されるOSO18の存在も含め、道民、そして地域住民の不安は募るばかりであります。

そのため、道としては、先ほど加納環境生活部長からも御案内のとおり、本年から狩猟期間外の2月から5月にヒグマの捕獲許可を出す春期管理捕獲を開始したと承知しております。

これらを踏まえ、道内に生息するヒグマの現状における推定個体数、また、春期管理捕獲の実施状況について、併せて伺います。

次に、基礎自治体におけるヒグマの情報の発信強化について伺います。

私の知人が、過日、死亡事故が発生しました幌加内町朱鞠内に赴き、現地ヒアリングを行いました。その方の話によりますと、ヒグマの基本習性として、よほどのことがない限り、人に向かって突進をしてくることはないというものでありました。

それでは、よほどのこととはどのようなことかとお聞きしましたところ、母グマが近くに隠れていることを知らずに子グマを触りに来る行為、あるいは、ヒグマによる人身事故で最も多いケースは、山菜取りの方などがヒグマの行動領域まで不意に近づいてしまうため、遭遇し、驚いたヒグマが身を守るために人を攻撃するとのことでありました。

これまでも、基礎自治体では、ヒグマが出没するたびに、ヒグマ目撃情報が、市街地の街路樹に設置する公共スピーカーや住宅に設置してある受信機などで最新情報を聴取しております。

一方で、昔から備え付けられている影響なのか、重大な地震速報や災害情報以外ではすっかり耳慣れしてしまい、単調な自治体情報になっているということもよく伺います。そのため、防災無線におけるヒグマの情報の発令の際にも、地震速報のような危険レベル1から4などと設定することで、人的被害の未然防止に寄与するものと考えます。

何より、日頃の危機意識を啓発するヒグマ対策のマニュアル化と、学校教育や関係機関への周知徹底が不可欠なのは、言うまでもありません。

実際に、幌加内町朱鞠内では、対策協議会の設置と、より詳細に改定した対策マニュアルの作成に着手しているということでありまして、道東の別海町では、放課後、野生動物の生態やヒグマ対策の基礎情報を教育の一環としてレクチャーしている情報なども伺いました。

防災無線に危険レベルを数値化したヒグマ目撃情報の発信強化と、それらの情報を記載した対策マニュアルの作成と同時に、粘り強く広範な道民各層へのより分かりやすい周知が必要ではないかと考えますが、今後どのように取り組まれるのか、道の考えを伺います。

次に、農林水産業における持続可能な担い手対策について伺います。

まずもって、北電七飯発電所の漏水事故に伴う水田の通水状況について、知事も本会議の代表質問で答弁されましたとおり、昨日、6月29日より、全ての水田約2000町歩において通水再開がなされたとの最新情報を受けました。

引き続き、持続的な通水がしっかりと行き届いているのか、その後の生育状況の影響も含め、被害圃場ごとの現地調査が必要となります。

一方、同発電所内におけるかんがい放流設備の損害箇所が常に水につかっている状況で、今期の復旧は難しいため、来春の新設備意向との報道もありますが、引き続き、早期の完全復旧に向けて、道として、渡島平野土地改良区、そして、北電との連絡調整、継続支援をお願いするもの

であります。

また、昨日は、札幌市内の各地で局地的に激しい雨に見舞われ、JR苗穂駅前広場の通路歩道で一時水浸しになったほか、南区真駒内では車道の冠水、中央区の商業施設の建物1階ではマンホールから水が噴き出すなど、大小様々な自然災害が頻発しております。これは、一過性の気象変化ではなく、れっきとした構造変化でございます。

知事、生産現場では、このような突発的な事象がシーズン中に発生しても、不断の努力で、何度も、何度でもこの窮地を乗り越えてまいりました。しかし、本道の実産現場では、現在、四重苦に苦悶している厳しい状況を、過日、代表質問で梶谷会長から提起しました。

その後、私自身で調べましたところ、新たなクワトロショックとも言える農林水産業の四重苦があることが分かりました。

14年前の平成の酪農危機と言われたミルクショック、2年前のウッドショック、過去最悪の被害額となった本道の赤潮による広域被害、今春は、鶏卵価格や供給体制にも大きな影響を与えたエッグショック、そしてまた、現況、令和の酪農危機とまで呼称された再びのミルクショックであります。

本日の午前中には、同僚議員である小林議員がエッグショックの質問をしまして、来週の一一般質問におきましては、先輩議員であります小泉議員が酪農生産現場の極めて厳しい窮状を改めて伺います。

知事、本道の実産現場は、一体いつまで、営農に対する意欲を失い、茫然自失となるようなショックを受け続けなくてはいけないのでしょうか。

今ほど、我が国の食料安全保障の確立のため、本道農業・農村地域が果たすべき大きな役割が求められているときはございません。

1999年に制定されて以降、初めての見直しとなる国の食料・農業・農村基本法においても、平時、有事を問わず、食料安全保障を確立することが明記されております。

まさしく、今、苦境にあえぐ生産現場に対し、具体的なメッセージが求められております。

暦年にわたり本道の第1次産業の振興に汗をかき、暦年にわたり主産地形成を営んできた担い手が、この先も安心してなりわいを続け、住み慣れた地域で暮らしていけることが国是であり、ナショナルセキュリティーと言われております食料安全保障における第一義であると考えます。

このため、道として、本道の基礎食料生産と同時に、環境保全や、命、暮らし、健康を生産現場から守り抜いてきた既存の農林水産業の担い手をいかにして守り抜き、持続可能となる具体の実行方策について、今後はどのような形で対応する考えなのか、北海道のトップリーダー鈴木直道知事に伺います。

最後に、アドベンチャートラベルについて伺います。

過日、我が会派の代表質問において、本道観光の高付加価値化について伺いました。

知事からは、アドベンチャートラベルをはじめとするハイエンドな旅行商品づくりや戦略的なプロモーションを積極的に展開するとの答弁がありました。

本年9月に迫るアドベンチャートラベル・ワールドサミット——ATWSのリアル開催が実現し、国内外の観光事業者に向けた大きなプロモーションの機会になるものと考えます。

このため、道として、アドベンチャートラベル・ワールドサミット——ATWSに向けた取組の準備状況と、サミットの成功に向けた決意を伺います。

また、本道観光にとっては、鉄道は必要不可欠な移動手段であります。観光地間における移動アクセスの鉄道の必要性について、どのように考えているのか、併せて所見を伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終えたいと思います。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）清水敬弘議員の質問にお答えいたします。

農林水産業の担い手への支援についてであります。本道の農林水産業が、今後とも、地域の基幹産業として、経済社会を力強く牽引し、持続的に発展していくためには、家族経営を主体とする担い手の方々が意欲とやりがいを持って働くことができる環境づくりが重要であります。

このため、道としては、関係機関・団体と一体となって、担い手の方々が消費者の期待に応え、それぞれの地域でなりわいを営みながら、将来にわたり活躍し続けることができるよう、普及組織を通じた最新の情報提供や指導助言を行うとともに、効率化や省力化につながるスマート技術の導入支援、生産物の高付加価値化や消費拡大、食育や木育を通じた農林水産業への国民理解の促進など、様々な施策を総合的に推進してまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

○議長富原亮君 総合政策部交通企画監宇野稔弘君。

○総合政策部交通企画監宇野稔弘君（登壇）本道の物流についてでございますが、物流は、道民の暮らしや経済活動を支える重要な社会インフラであります。2024年4月から適用される時間外労働の上限規制や、ゼロカーボン北海道の実現への対応など、物流を取り巻く環境が大きく変化中、本道の物流を安定的に確保していくためには、トラックや鉄道、船舶など、輸送モード間の連携を一層強化していくことが急務であります。

このため、道では、本道物流の中核を担うトラック輸送につきまして、人口減少や高齢化の進行に伴うトラックドライバー不足の課題に対し、国やトラック協会などと連携いたしまして、人材の確保育成はもとより、取引環境の改善に向けた荷主への働きかけや、共同輸送、中継輸送などの輸送の効率化に取り組んでいるところでございます。

また、本道の農産品や道外からの生活必需品の輸送などに重要な役割を担います鉄道貨物輸送につきましては、札幌から道内の地方都市への輸送が少ないといった課題に対しまして、道では、安定的な貨物需要の確保に向けて、トラック輸送から鉄道輸送へのモーダルシフトに取り組んでおりますほか、JR貨物におきましては、輸送効率化の向上のためのパレット化を進めているところでございます。

道といたしましては、引き続き、物流事業者をはじめ、経済団体や産業団体、行政が一体となりまして、様々な情勢の変化に対応した物流ネットワークの形成に向けまして取り組んでまいり

ます。

以上でございます。

○議長富原亮君 総合政策部次世代社会戦略監水口伸生君。

○総合政策部次世代社会戦略監水口伸生君（登壇）光ファイバーの整備に向けた取組についてでございますが、道では、光ファイバーの整備に向け、これまで国の支援事業の活用を市町村に働きかけるなどし、昨年7月には、道内において市町村が希望する全ての地域でサービスが提供されております。

一方、通信事業者においては、光ファイバー整備後の採算性への懸念があることから、依然として未整備地域が一部に存在するため、国においては、新たに、こうした有線ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスに位置づけ、不採算地域における維持管理費を支援する交付金制度を創設したところでございます。

道といたしましては、今後、この交付金の活用を事業者に促すほか、引き続き、全国知事会と連携し、整備に係る支援制度の拡充を国に要望するなど、市町村や関係者の方々とともに、光ファイバーのサービス提供地域の拡大に向け取り組んでまいります。

○議長富原亮君 経済部長中島俊明君。

○経済部長中島俊明君（登壇）ALPS処理水と再エネの導入促進についてでございますが、ALPS処理水の海洋放出に当たりましては、カニや海藻など、海中の動植物に対する放射線の影響につきまして、国際的なガイドラインに沿って定められている我が国の安全基準内に十分収まるものと国の規制委員会が確認していると承知しております。

道といたしましては、道内の漁業団体の方々からの要請も踏まえて、国に対し、安全性の確保や風評被害の防止などについて、これまで度重なる要望を行ってきたところであり、引き続き、粘り強く国に対応を求めてまいります。

あわせて、海洋資源を含む地球環境の保全の観点からも、本道に豊富に賦存する再生可能エネルギーを効果的に活用し、より環境負荷の小さなエネルギーの地産地消を進めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 環境生活部長加納孝之君。

○環境生活部長加納孝之君（登壇）まず、ヒグマ対策に関し、推定生息数などについてでございますが、ヒグマの適正な保護管理に必要な個体数の把握のため、これまで、広域痕跡調査や、ヒグマの体毛を採取し、遺伝子分析を行い、生息密度を推計するヘア・トラップ調査などを実施しており、それらを基にした最新となる令和2年度の個体数は、中央値で1万1700頭と推計され、平成26年度の1万500頭から増加の傾向にあることが専門家から指摘されているところであります。

また、道では、人里に頻繁に出没する問題個体の排除や人への警戒心を植え付けることを目的として、令和5年春から春期管理捕獲を開始したところであり、2月9日から5月20日までの期間に、市町村などから27件の捕獲申請を受け付け、20頭の捕獲があったところであります。

次に、出没情報の発信についてであります。目撃情報は市町村や地元警察に寄せられることが多く、住民の安全、安心の確保の観点から、最も身近な市町村が中心となり、迅速な情報を発信していただくことが重要と考えているところであります。

道では、昨年度から、人里への出没や人身被害の発生など、危険の段階に応じて、ヒグマ注意報や警報を出没区域を対象として発出し、報道発表やSNSを活用して周知しているところであります。市町村に対しましても、防災無線等による住民への周知と発信の協力を求めてまいります。

また、道では、ヒグマ出没時の対応方針を策定し、市町村におけます有害性の段階に応じた住民への注意喚起や問題個体の排除などの必要な対応を示しておりますほか、人里への出没時の捕獲や情報発信などの対応を示す地域版実施計画の策定を振興局ごとに進めておりまして、今後とも、市町村と連携して、地域の対応力向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 経済部観光振興監山崎雅生君。

○経済部観光振興監山崎雅生君（登壇）アドベンチャートラベルについてでございますが、道では、アジア初のリアル開催となるアドベンチャートラベル・ワールドサミットが、海外からの多くの参加者の心に強く残るものにするため、主催する団体はもとより、国や関係自治体、パートナー企業などと緊密に連携し、機運醸成の取組を含め、本道の特色を生かした受入れ準備を進めているところでございます。

今回のサミット開催は、本道観光の発展に向けた大きなチャンスであり、道といたしましては、この機会を最大限活用し、アドベンチャートラベルの適地北海道を世界にアピールするとともに、サミット成功を糧に、道内におけるアドベンチャートラベルのさらなる浸透を図り、観光の高付加価値化につなげてまいります。

また、観光客の皆様の周遊を支える基盤となる鉄道網は、観光立国・北海道の推進に大きな役割を果たすことが期待され、道といたしましても、地域の皆様と連携し、その維持・活性化に向けて取り組んでいくことが重要と考えております。

以上でございます。

○議長富原亮君 清水敬弘君。

○4番清水敬弘君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま各部局からそれぞれ御答弁をいただきましたが、再度、エネルギー分野で質問をいたします。

知事、戦後日本における食品三大発明というものを御存じでしょうか。私はもとより、知事もお生まれになっていない戦後の我が国における高度経済成長とともに歩んできた食品開発の中に、即席麺、レトルトカレー、そして水産練り製品がございます。

とりわけ、かにかまやかまぼこ、冷凍すり身に代表される水産練り製品技術とは、当時、鮮度劣化が早く、長期保存が難しかった水産業界に、画期的な発明でありました。

商品を開発したのは、オホーツク管内網走市にあります道立水産試験場であります。

まさしく官民一体となった地域おこしの優良事例であり、私は、オホーツク管内清里町の生まれでございます。初めての社会科見学で訪問した網走市で、出来たてのかまぼこの味を今も忘れることはありません。幼心に、ああ、おいしかった、この記憶こそが、この感覚こそが、私が求めていく食育教育、食農教育の原点であります。

先人の方々のたゆまぬ努力によって、山の恵み、畑の恵み、そして、再質問する海の恵みが現存することをあえて前段でお伝えした上で、再質問いたします。

知事、本定例会に提出されました4本の請願は、エネルギー政策に全て特化する内容でございます。

言うまでもなく、くだんのALPS処理水とは、東日本大震災の影響によって全電源を喪失した福島第一原発1号機から3号機で溶け落ちた核燃料を冷却している汚染水であります。流入した地下水が核燃料デブリに触れて汚染水となっており、現在は、日量140トンが発生し、敷地内のタンクにたまり続けている状況とのことであります。

政府や東京電力は、この汚染水を多核種除去設備——ALPSで処理するため、海洋放出されるALPS処理水には、トリチウム以外は含まれていないので安全としております。

さらに、トリチウムにおいては、海外の原発や国内で現在も稼働する他の原発でも海洋放出しているのが安全なのだというのであります。

また、政府方針では、ALPS処理水の日量放出量には限りがあることから、この先、30年もの間、海底ケーブルから沖合に処理水を放出し続けるとのことであります。

経産省では、2016年から同省が所管する、ALPS処理水の取扱いに関する小委員会において、トリチウムは、自然界に存在し、40年以上も全国の原発で排出されているが、健康への被害は確認されていないと、安全性を強調しております。

また、我が国の放射性物質における海洋放出の基準は、1リットル当たり6万ベクレルであります。これは、ICRP——国際放射線防護委員会の勧告に沿ったものであり、海洋放出基準に照らし、40分の1となる1500ベクレルまでALPS処理をするから大丈夫であるとの見解も伺いました。

しかし、通常運転している原発から放出される排水と、メルトダウンを起こした原発から排出されるALPS処理水とでは、全く性質が異なることを皆さんは本当に御存じだったでしょうか。

ALPS処理で除去できずに残ってしまうのは、トリチウムだけではございません。セシウム137、135及びストロンチウムの12の核種は除去できず、ALPS処理できない核種のうち、11種は通常運転の原発排水には含まれていない核種であるとも言われております。

2018年にALPS処理をした御案内のセシウム、ストロンチウムなどのトリチウム以外の放射性物質が検出限界値を超えた数値で検出されました。

分子生物学者の方からは、ICRPの勧告は、トリチウム水の作用を明らかに過小しているとの指摘もあります。

また、ノーベル物理学者の小柴昌俊先生は、生前、良識ある専門知識を持つ物理学者として、トリチウムを燃料とする核融合は極めて危険で、中止してほしいとの嘆願書を当時の小泉純一郎総理宛てに提出しております。

その中では、僅か1ミリグラムで致死量になり、トリチウムは2キログラムで200万人の殺傷能力があるとも訴えております。

トリチウムは、通常運転の原発から海洋放出しているものも決して安全ではなく、人体にとって危険なトリチウムを排出する通常の原発稼働も含めて、人体に極めて危険な物質であるとの有識者や道内各地で活動が続ける市民団体からの要請にも耳を傾けるべきではないでしょうか。

他方、来週の7月4日には、岸田総理が、国際原子力機関—— IAEAのグロッシー事務局長と総理官邸で面会することや、処理設備が早ければ来週にも検査を合格する見通しで、国内外の安全性を強調した上で、海洋放出の時期は、今夏、夏頃とも目されております。

しかし、政府と東電は、関係者の理解なしにはALPS処理水を処分しないと伝えました。そのことから、福島漁連、茨城漁連を含めた地元漁業者からは、根強い懸念と海洋放出に反対していることから、政府は関係者の理解を得られてなどいないと考えます。

また、近隣諸外国では、中国、韓国が既に反対、香港政府は、放出されれば影響を受ける可能性がある日本食品の輸入は止めるとしております。

知事、ALPS処理水の海洋放出において、なぜ政府は安全などと言い切れるのか、貴重な我が国の海洋資源や生態系にどのような影響を与えるのか、本質の論議はいまだ尽くされていないと感じるのは決して私だけではないはずです。

国内における甚大な影響余波や、風評被害におけるインパクトも含め、国に対し、北海道から主導的に強い懸念と再検討を促す申入れをすべきではないでしょうか。

知事、我が国は、周辺住民や広範な関係者に耐え難い犠牲を強いてしまった福島第一原発の事故にしっかりと向き合い、引き続き、本道の農林水産業を、先人の方々が守り抜いてきた緑豊かな、実り豊かな本道の食住環境を次世代までしっかりと引き継いでいくことが我々の矜持であると考えます。

知事、道政執行方針並びに本会議の代表質問において、道民の命、健康、暮らしを守り抜く、我が国最大の水産物供給地域並びに食料供給地域である本道のポテンシャルを最大限発揮することを知事は繰り返し表明されました。さらには、賛否の分かれる課題に向き合うともお答えになりました。まさしく賛否の分かれる極めて重要な課題について、再度質問いたします。

答弁にありました風評被害の防止とは、具体的に何なのでしょう。モニタリングの結果の情報発信、メディア活用による全国的な理解醸成を求めることだけが、国内外で様々な風評被害を生じさせない実行方策とは到底思えません。再度伺います。

昨年12月に東京電力が発表した損害賠償における具体的な積算根拠と需要減少した場合の基金造成で、本当に、漁村コミュニティーを含む漁業者を、そして、関連産業を守り抜いていけるとお考えでしょうか。

国がこれまで行ってきた地元漁業者や国民各層に対しての経過説明と、それを受けた道としてのこれまでの対応を再度伺います。

知事、北海道の価値とは、先人の方々が命と暮らしをつなぎ、紡いできた連綿の歴史でございます。そのため、第1次産業を生命産業とも呼ぶのであります。

大切なものは、本道の地域にこそあります。失ってからでは取り戻すことなどできないからこそ、こうして再度質問させていただきました。このことを伺い、私の再質問を終えたいと思いません。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）清水敬弘議員の再質問にお答えいたします。

最初に、エネルギー政策に関し、まず、風評被害の防止についてであります。国においては、モニタリングや全国的な理解醸成活動に加え、海外有力メディアへの情報発信や国際機関が確認した安全性の周知など、風評を生じさせない仕組みづくりに取り組んでいるものと承知しております。

道としては、引き続き、国に対し、粘り強く対応を求めてまいります。

次に、風評被害への対応についてであります。東電では、仮に風評被害が発生した場合に、その損害を迅速かつ適切に賠償するとしているほか、国においても、造成した基金を通じ、水産物の需要減少への対応を機動的、効率的に実施するものと承知しております。

また、国では、農林漁業者などの方々を対象とした約1000回の説明会や、地元住民などの方々の車座対話等により、全国規模での安全、安心への理解醸成に取り組んできたことと承知しております。

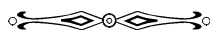
道といたしましては、こうした状況も踏まえながら、国に対し、風評被害が発生した場合の対応や国民の理解促進などについて、これまで度重なる要望を行ってきたところであります。引き続き、風評を生じさせない仕組みづくりも含めて、粘り強く求めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 清水敬弘君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時16分休憩



午後2時42分開議

○議長富原亮君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

早坂貴敏君。

○16番早坂貴敏君（登壇・拍手）（発言する者あり）恵庭市選出、自民党・道民会議の早坂貴敏でございます。

さきの統一地方選挙におきまして、恵庭市民の皆さんの多くの負託をいただきまして、この場

に立たせていただいておりますことに、心からの感謝と高揚感に、改めて身の引き締まる思いでございます。

鈴木知事をはじめ、道職員の皆さんとは、緊張関係を保ちながらも、北海道政のさらなる発展に向けて、共通の課題、そして共通の目標に向かって、先輩・同僚議員からの御指導、御鞭撻を賜りながら、不断の努力を重ねてまいります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。（拍手）
（発言する者あり）

それでは、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

初めに、サイクルツーリズムを支援する自転車道の整備などについて伺います。

近年、社会環境の変化に伴い、環境負荷の低減や健康増進、災害時の活用など、自転車の果たす役割は大きく広がってきております。

国においては、平成29年5月に自転車活用推進法を施行し、平成30年6月には自転車活用推進計画が策定されるなど、自転車の幅広い活用に向けたサイクルツーリズムの取組を進めております。

このような中、北海道議会では、平成30年第1回定例会において、自転車の活用及び安全な利用の推進に関する基本理念を定めた北海道自転車条例を制定し、自転車を活用した観光の振興等を推進することとしたところでございます。

道内では、自転車を活用したイベント等が開催され、国内外から多くの自転車愛好家が参加しておりますし、また、道内各地域のルート協議会では、九つのサイクルルートを設定し、食や景観など、地域の魅力を発信するなど、サイクルツーリズムの取組が盛んに行われております。

その一つである石狩川流域圏ルートは、大雪山国立公園及び新千歳空港から石狩川河口に至るルートであり、私の地元である恵庭市にも多くの自転車愛好者が訪れ、交流人口が拡大する可能性がある大変期待をしているところでございます。

このサイクルルートは、道が管理する大規模自転車道の一つである札幌恵庭自転車道線を活用することとしておりますが、札幌から北広島駅までの整備は平成17年度までに完了し、エルフィンロードの愛称で多くの方に利用されているのに対しまして、北広島駅から恵庭駅までは、一部の区間しか整備をされておらず、自転車利用者の利便性、さらには快適性が著しく損なわれているところでございまして、多くの方から早急な整備が求められております。

サイクルツーリズムは、インバウンドを呼び込むアドベンチャーラベルを牽引する、まさに体験型観光の核となり得るものであり、サイクルツーリズムを推進するためには、自転車道の整備などが大変重要であると考えますが、道は、今後どのように進めていくのか、御所見をお伺いいたします。

次に、鳥獣による農業被害防止対策についてお伺いをします。

道内では、エゾシカなど野生鳥獣による農作物への被害が依然として大きな課題となっております。

近年の農業被害では、平成23年度の70億3000万円をピークに減少傾向にありましたが、令和3

年度は、54億1000万円とピーク時の8割程度になっているものの、前年度に比べて4億1000万円増加していると認識をしております。

私の地元の酪農家のお話ですが、近年、自家用の飼料畑で被害が増加し、電気牧柵などでの自己防衛後も被害が拡大傾向であり、飼料高騰も相まって、農業保険などのない自家用飼料の被害により酪農経営が圧迫し、早急な対策と対応を願う声も伺っております。

一方、被害を減少させるためには、精度の高い個体数を把握した上で、エゾシカの捕獲による個体数の減少が重要ですが、そのためには、捕獲を行う従事者の充実が必要だと思います。

しかしながら、狩猟免許を持つ捕獲従事者の高齢化が進み、なかなか新しい人材が確保できないとの現状を仄聞しており、また、地域によっては、平たんな農地が多く、銃による捕獲が困難なことから、捕獲が進みづらいとの実情も伺っているところでございます。

改めて、鳥獣による農業被害は、農家経営に大きな影響を及ぼしていると考えますが、このような状況を踏まえ、道は、被害防止と捕獲従事者の確保に向けた対策に対しまして、どのように取り組んできたのか、今後における取組と併せて御所見をお伺いいたします。

次に、農業生産資材の高騰についてお伺いをいたします。

昨今の世界情勢の変化や気候変動による異常気象、自然災害等により、農業経営において深刻な課題が生じております。

特に、ロシアによるウクライナ侵略などにおける国際関係の緊張は、農業における貿易やサプライチェーンに大きな影響を与え、農産物の価格上昇を引き起こしております。

このような中、とりわけ、配合飼料や肥料の価格が高止まりしていることに加え、農業生産に必要な資材やエネルギー価格、さらには、運送費などの高騰が農業経営にとって大きな足かせとなっております。

このようなコストの増加は、収益の圧迫につながり、労働力不足という課題も相まって、多くの方が農業を続けることに不安を抱かれております。

道では、これまで、コロナ禍における価格高騰等緊急経済対策をはじめ、物価の高騰に対応する様々な施策を講じてきたところでございますが、それに加えまして、知事は、1次産業の振興に向けて、北海道のポテンシャルを最大限に発揮し、食料自給率に占める本道の割合を2030年度までに30%に向上することを目指しており、とりわけ、酪農をはじめ、厳しい状況に直面する生産者への支援と、輸入依存穀物や自給飼料の生産拡大に取り組むことを掲げられております。

しかしながら、配合飼料や肥料の価格が依然として高止まりしている現状では、農業経営の改善は見込めず、とりわけ、新たに農業を始めようとしている方々にとっては、経営を安定させるまでの大きな障害となっております。

改めて、将来の農業経営に希望が持てるよう、さらなる対策が必要と考えますが、どのように取り組むのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、学校における働き方改革についてお伺いをいたします。

道教委では、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、教員の業務負担を軽減するため、令和2

年度から、学習指導員を新規に、そして、教員業務支援員は拡充して各学校に配置することで、より効果的な教育環境を整えるための取組を行ってきました。

今年度については、新型コロナウイルス感染症の5類への移行を受け、当初予算では、両事業とも7月末までに限って配置のための予算が措置されていたところですが、プリントの印刷や採点業務などの補助のほか、5類移行後も感染症対策として健康観察や換気の確保を行う必要があることから、教員業務支援員については8月以降も配置を継続できるよう、今定例会に補正予算が計上されてございます。

教員の働き方改革が求められる中、教員免許を持たずに学校に配置できる支援員などの外部人材の存在は非常に大きく、コロナ対策としてのリモート授業や少人数指導など、子どもたちの学びをサポートする学習指導員がいなくなることにより、教員の負担が大きくなるのではないかと懸念しているところでございます。

私の地元・恵庭市では、学習指導員と教員業務支援員の勤務日を変えながら1人で行っているという方もおり、二つの支援員を区別せず、業務も分けられないほうがもっと使いやすいものになるのではないかというような声を伺うほか、道内、とりわけ、地方によっては、そもそも対象となる人材が見つからず、制度を活用したくても断念せざるを得ないという、そういったお話も仄聞してございます。

働き方改革を進めるに当たっては、こうした声に対して真摯に耳を傾けながら、様々な地域の実情や学校現場の現状をしっかりと把握した上で、教員の負担軽減を図っていくことが大変重要だと考えますが、道教委として、今後どのように学校における働き方改革を進めていかれるのか、御所見をお伺いいたします。

次に、骨髄ドナー助成制度について伺います。

骨髄移植は、白血病などの病気によって正常な造血が行われなくなってしまった患者さんの造血幹細胞を、健康な方の造血幹細胞と入れ替えることにより、造血機能を回復させるという治療法でございます。

骨髄バンクのホームページによりますと、骨髄移植などを必要とする患者さんは、毎年、少なくとも2000人程度いるそうですが、移植は、骨髄と同様の造血幹細胞である末梢血幹細胞と合わせても月100件に満たない状況であり、骨髄移植には、移植を希望する方とドナーの白血球の型が一致する必要がありますが、非血縁者の間では、数百から数万分の1の確率でしか一致をしません。

さらに、骨髄バンクへのドナー登録者数は、全国で約55万人と承知しているところでございますが、ドナーの登録には年齢制限があり、18歳から54歳までの方に限定されていることから、新規にドナー登録される方がいらっしゃる一方で、年齢が上限に達したことにより対象外となる方もおられる中、昨今は、この対象外となった方の数が新規登録者数を上回っており、ドナー登録者の確保に苦慮されている現状にあると認識をしているところでございます。

仮に、移植を希望する方とドナーとの白血球の型が一致したとしても、骨髄移植のためには10

日前後の入通院が必要になることに伴い、ドナーが仕事の都合がつかないなどを理由に提供を断る事例もあるとお伺いいたしました。

骨髄ドナー患者への支援については、平成26年に埼玉県で助成制度が全国で初めて導入されたのを皮切りに、今年度から新たに宮崎県が加わり、現在では36都府県で助成制度が導入されておりますが、道においては現時点で導入されておられません。

なお、私の地元・恵庭市においては、今年度から市独自の助成制度を導入したところであり、これは道内初であると認識をしているところでございます。

道は、これまでの議会議論の中で、国に対してドナー休暇制度導入に向けた働きかけを行い、善意による骨髄提供が促進されるよう、全国一律の休業補償制度の創設を要望していると認識してございます。

確かに、自治体によって格差が生じない、全国一律で行われることが望ましいということについては理解をするところでございますが、現状は、多数の都府県が独自に先行して助成制度導入に踏み切っていることに加え、地域の事情は必ずしも一律ではないというふうに思います。

とりわけ、中小企業が多い北海道においては、数日間休むことをカバーする体力は、大手企業に比べ、十分ではないことに加え、企業におけるドナー休暇制度導入も浸透し切れておりません。

企業の自主性に頼るだけではなく、助成制度によって意思のあるドナーを支援することも必要でございます。

さらに、個人事業主にはドナー休暇制度などの特別休暇が難しく、昨今の物価高騰、社会経済の疲弊は、ドナーが骨髄を提供する意思はあっても、収入減少の不安をもたらし、安心して提供できる状況にはありません。

自発的な善意が社会状況によって断念されることは、ドナーを待つ患者にとってあまりにも惜しまれます。

患者にとって、一日一日、刻一刻は大変貴重でございます。改めて、骨髄ドナー助成制度の導入に向けた検討を早期に行っていただきたいと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）早坂議員の質問にお答えいたします。

最初に、鳥獣による農業被害の防止についてであります。エゾシカなど野生鳥獣による農業被害は、依然として高い水準で推移し、全道に広がりを見せ、農業者の方々をはじめ、市町村や農協など、関係者の皆様から効果的な対策が求められております。

このため、道では、狩猟免許の受験を促す出前教室の開催や試験の実施回数を増やすほか、箱わなやくくりわな技術の講習など、捕獲の担い手の育成確保に取り組むとともに、市町村が実施する侵入防止柵の整備や捕獲活動に加え、ドローンによる空撮での頭数確認や自動センサーによる捕獲など、新しい技術を活用した取組を支援してきたところであります。

道としては、今後とも、国に対し必要な予算の確保を求めるとともに、庁内はもとより、地域の皆様との緊密な連携を図りながら、捕獲の担い手の育成確保や効果的な被害防止対策に努めてまいります。

次に、骨髄移植の推進についてであります。ドナー登録された方をより多くの骨髄提供につなげるためには、安心して仕事を休める環境を整備するなど、負担軽減を図っていくことが重要であると考えており、道では、これまで、道内企業等に対し、ドナー休暇制度の導入に向けた働きかけを行うとともに、法の理念に基づく善意による骨髄提供が促進されるよう、全国一律の休業補償制度の創設を国に要望しているところであります。

道としては、国や他都府県の動向に鑑みつつ、骨髄バンクと連携した普及啓発により、ドナー登録者の増加等に努めるとともに、引き続き、休暇制度を導入した企業の事例を紹介するなどして、企業等への制度の導入を働きかけるほか、国へ要望を行いながら、道民の皆様と企業の方々の御協力の下、骨髄移植の推進が図られるよう取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長富原亮君 建設部長白石俊哉君。

○建設部長白石俊哉君（登壇）自転車道の整備などについてであります。国では、自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策などを定めた自転車活用推進計画におきまして、走行環境などの整備により世界に誇れるサイクリング環境を創出し、サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現などを目指しているところでございます。

こうした中、道では、北海道自転車条例に基づき、自転車の活用や安全な利用に関する施策を総合的に推進しているところでございます。

また、令和3年には第2期北海道自転車利活用推進計画を策定し、国内はもとより、海外から訪れる多くのサイクリストが安全、快適にサイクリングを楽しむことができるよう、大規模自転車道の整備をはじめ、分かりやすい案内標識や路面標示の整備に取り組んできたところであります。札幌恵庭自転車道につきましては、未着手区間のルート選定に向け、検討を進めているところでございます。

道といたしましては、地域の観光振興に資するサイクルツーリズムを推進するため、引き続き、国や市町村、関係団体と連携しながら、安全で快適な自転車道の整備などを着実に推進してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 農政部食の安全推進監野崎直人君。

○農政部食の安全推進監野崎直人君（登壇）農業生産資材の価格高騰対策についてであります。農業生産資材価格が高止まりする中、道では、これまで、肥料費や飼料費の負担軽減に向けた独自の対策を講じてきたほか、今定例会において、化学肥料を購入する農業者の皆様へ支援金を給付する予算を提案したところでございます。

道といたしましては、これらの対策を着実に推進するとともに、国に対し、生産や流通コストが販売価格に適正に反映される仕組みづくりなどについて新たに政策提案を行ったほか、自給飼料の生産拡大や、堆肥、稲わら、下水汚泥といった国内資源の利用拡大、化学肥料や農薬の低減を図るクリーン農業を積極的に推進するなど、外的要因の影響を受けにくい足腰の強い経営環境を構築し、新規就農者を含め、農業者の方々が希望を持ち、安心して営農を継続できる本道農業の確立に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）早坂議員の御質問にお答えをいたします。

学校における働き方改革についてであります。子どもたちの豊かな学びを保障し、より一層効果的な教育活動を行うためには、教員が健康でやりがいを持って働くことのできる環境づくりが重要です。

道教委では、これまで、教員の業務負担軽減にもつなげる学習指導員や教員業務支援員など外部人材を活用するとともに、学校や市町村教育委員会の職員などによる働き方改革促進会議を通じた意見集約や、道教委職員の学校訪問による意見交換などを実施し、地域や学校現場の実情把握に努めているところです。

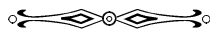
道教委といたしましては、引き続き、外部人材を活用するための財政措置の拡充や制度の充実について国に要望していくとともに、子どもたちの学びの充実と教員の負担軽減に向けて、学校の実情をより丁寧把握しながら、支援スタッフの効果的な配置、活用に努め、学校における働き方改革を推進してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 早坂貴敏君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後3時8分休憩



午後3時9分開議

○議長富原亮君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

石川さわ子君。

○2番石川さわ子君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、北区から道議会に送り出させていただきました石川さわ子と申します。

北海道結志会を代表し、6月28日、代表質問を行った我が会派代表の佐藤伸弥議員と同様、二元代表制の下で知事と厳しい緊張関係に立って向き合っておりますので、鈴木知事におかれましては、本日ははじめといたしまして、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、通告に基づき、一般質問を行わせていただきます。

まず、分権自治の基本認識についてです。

1点目は、分権改革の課題についてです。

2000年の地方分権改革におきまして、国と自治体の関係は、それまでの上下主従の関係から対等協力の関係に変わりました。

中央集権の象徴とされました、国の事務を自治体の長に委ねる機関委任事務が廃止され、なお国の統制は残るものの、自治体が行う事務は全て自治体の事務になり、これらに対して、条例制定権など、議会の関与も及ぶようになりました。

地方自治法には、都道府県の仕事として、広域自治体として行う広域事務、市町村を支援する補完事務、国と市町村をつなぐ連携調整事務の3種類が規定されていますが、この分権改革によって、国と市町村の中間に位置する都道府県は、従来、国に対する補完の位置から市町村を補完する仕事に重点が移る、そうした方向に大きくかじを切ったわけであります。

そこで、鈴木知事に伺います。

自治・分権時代と言われる今日、中間団体としての道のスタンス、あるいは、役割について、どのような基本的な認識を持っておられるのか、また、地方分権改革は、今なお続く未完の分権改革とも言われますが、現在、北海道知事として改革すべきどのような課題を認識されておられるのか、御所見を伺います。

2点目は、振興局の問題についてです。

国土面積の22%を占め、小さな県なら23県分にも相当するこの広い北海道をどう治めるかという問題は、北海道開設以来、先人たちが大変な御苦労を重ね、そして、今なお北海道が直面している大きな問題です。

振興局は、かつて支庁と呼ばれ、堀道政の時代に大々的な支庁改革が検討されました。

そこでの改革の方向は、支庁の管轄区域に市を組み込み、道の地域総合出先機関と位置づけて、地域の特性と道民の意向に配慮した政策機能を充実強化するとともに、その支庁の運営における市町村の参加を強調したものでありました。

この基本的な考え方は、高橋道政に継承され、支庁から振興局への名称変更とともに、振興局設置条例にもその考え方が反映されていると認識をしております。

そこで、振興局は、道の市町村行政に対する補完機能、また、道政における市町村の参加の要に位置する重要な機構であり、同時に、振興局の現状に対する市町村からの厳しい評価があることを踏まえ、鈴木知事は、この政策機能の強化と市町村の参加に関して、振興局の現状をどう評価され、また、どのような問題点を感じておられるのか、併せて伺います。

3点目は、道と札幌市の政策連携についてです。

私は、さきの道議選挙で、振興局改革とともに、札幌選出の道議であることを強く意識して、対等、協力の関係に立つ道と札幌市の政策連携による地方の活性化を主張してまいりました。

札幌市が北海道の社会経済構造において占める位置やその由来を考えたとき、道が市町村への支援を効果的に進めるためには、札幌市の官民を含めた都市力の活用が欠かせないと考えるから

であります。

私は、今の地方自治は、各自治体が各地域において責任を持つ個別自治体の自治と、お互いに協力して行う連携による自治という二つの要素から成り立つと考えます。

この連携による自治には、市町村間の水平連携と道・市町村間の垂直連携がありますが、広い北海道においてこれが育つことは、北海道の諸問題を解決していく上で極めて重要な課題であり、特に、各地の活性化のために、道と札幌市が札幌の都市力を活用した連携策を推進することは、その中核的な位置を占めると考えます。

これまで、道と札幌市は、二重行政の解消をはじめとして、北海道、札幌市の双方に関係する懸案事項について、知事と札幌市長が意見交換を行う行政懇談会を開催してきました。しかし、これらの協議で議論の対象になる地域や課題は、道と札幌市の行政の問題に限られていたと承知しています。

札幌市は、道内の市町村との連携のため、道内の市町村に対し、ホームページを通じて、札幌市の都市機能の活用を促進しているほか、近隣11市町村とさっぽろ連携中枢都市圏を形成し、連携して事業を実施しております。

こうしたことから、私は、道と札幌市が、これまでの枠組みを超えて、視野を全道に広げ、市町村や地域の支援策、活性策を強力に講じるべきと考えます。

そこで、知事の御意向を伺います。

これらを推進する仕組みとして、知事と札幌市長を両トップにした道・札幌市政策連携戦略会議を新たに設置してはいかがでしょうか。

このような道と札幌市の新しい発想の下で、連携による自治の推進が道政において確かな位置を持つことによって、道民や法人、企業家が地域再生の夢を膨らませ、また、道と市町村の職員が地域づくりの新たな政策意欲を高めていくことを私は切に期待しております。

次に、高レベル放射性廃棄物、いわゆる核のごみ問題について2点伺います。

寿都町と神恵内村が最終処分場文献調査を開始してから2年半が経過し、次の概要調査への移行問題が道民の大きな関心事となっています。

鈴木知事は、北海道における特定放射性廃棄物に関する条例に基づいて、概要調査への移行については、現時点においては反対と表明してこられました。私は、この知事の姿勢を評価した上で、質問をいたします。

1点目は、知事の考えの表明についてです。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律では、経済産業大臣は、概要調査に移行する時点で、知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重しなければならないと規定し、その後の経産省と知事との間の文書による折衝及び衆議院議員の質問主意書に対する内閣総理大臣の答弁書により、知事が反対する場合は概要調査地区の選定は行わないことが確認されております。

そこで、お尋ねいたします。

反対を表明されている知事としましては、概要調査の段階には進まない、すなわち、問題は解

決済みとお考えか、御意向を伺います。

また、仮に知事がそのようにお考えだとするならば、改めて、国及びNUMOに対して、概要調査地区選定に反対をし、北海道を核のごみ捨場にしない意思を明確に発信すべきと考えますが、いかがか。

そして、それを放置すれば、賛否をめぐる当該町村内部の住民間の対立を生み、また、核抜き条例を制定した近隣町村との関係の悪化が予想されます。

第2段階への移行に反対する宣言を改めて早急に行い、予想される混乱を回避すべきと考えますが、いかがか、併せて伺います。

2点目は、道の地域振興策の現状についてです。

寿都町や神恵内村が文献調査を受け入れた背景には、地域経済の疲弊や、国、道などの財政対策をはじめとする地域支援策が不十分であることが背景にあると私は考えます。

そこで、概要調査への移行に反対する立場の北海道としては、北海道自身も、本庁及び振興局が当該町村に対し地域振興策をしっかりと講じなければならないと考えますが、どのように取り組まれておられるのか、伺います。

次に、子どもの権利条例の制定などについてです。

厚生労働省によると、2022年に生まれた子どもの出生数は77万747人と、統計史上初めて80万人台を割り込みました。

一方、自殺をした児童生徒の人数は2022年に500人を超えて過去最大、児童虐待の通告数も過去最大となるなど、子どもを取り巻く状況は極めて深刻です。

コロナ禍が状況を悪化させている中、大人が子どもたちの苦難に寄り添うことで、子どもが安心して自分らしく豊かに育ち、意見を表明することを保障することが重要です。

国においては、子どもの権利条約が改正児童福祉法等に反映され、そして、今年、こども家庭庁を設置するとともに、子ども施策の包括的な法律として、こども基本法が施行されました。

とりわけ、子どもの意見を表明する機会や様々な社会活動に参加する機会の確保を求めており、自治体においては、子どもの権利が守られるよう総合的に取り組むべきと考えます。

北海道においては、政府が閣議決定したこども未来戦略方針の推進に向け、知事を本部長とする庁内組織を設置し、道独自の支援策も検討することは一定の評価をいたします。

子どもは、保護されるだけの非力な存在ではなく、権利の全面的な主体であり、大人とともにまちづくりを進めていく大切な市民です。子どもの取組を進めるに当たっては、そうした子ども観を大人が持つことが何よりも重要と考えます。

今後は、相談機関などが子どもの権利を基盤としたものとして組織され、より一層連携して活動していくべきと考えます。

そこでまず、北海道の子どもたちが置かれている現状を知事はどのように受け止めているのか、また、子どもの権利を守るためにどのように取り組んでこられたのか、伺います。

さらに、多様な背景を持つ子どもの意見をしっかりと聞き、権利侵害に悩み、苦しんでいる子

どもが、一人で悩みを抱えることなく、気軽に相談でき、救済されるよう、北海道子どもの権利条例を制定すべきと考えますが、いかがか、併せて伺います。

次に、柔軟仕上げ剤などによる健康被害についてです。

柔軟仕上げ剤の家庭用品の香りにより、頭痛や吐き気など、健康被害を受けることがあります。化学物質過敏症の方はもとより、香りをきっかけに過敏症になった方もおります。

柔軟仕上げ剤は、家庭用品品質表示法の対象となっていないことから、香料等の成分表示が不十分な中、香りによって健康被害があることは、まだ十分に知られていない現状があります。

しかし、埼玉県、栃木県などにおいては、自分にとってはよい香りでも、その香りが苦手な人や体調が悪くなる人がいますなどの文言を明記した香りのエチケットポスターを独自に作成し、交通機関や公共施設などに掲示し、市民の理解を求める取組を進めています。

国においても、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、環境省、文部科学省が連携し、香りの啓発ポスターを作成し、全国の自治体に情報発信しております。

北海道においても、国作成のポスターを道内の市町村に通知したと聞いています。

ポスターによる啓発は、化学物質過敏症の団体から北海道に対しても求められているところではありますが、より一層の効果的、継続的な取組が重要と考えます。

そこで質問ですが、国のポスターについては、道内の市町村に送るだけではなく、それぞれの自治体での健康被害の相談などの状況を把握するとともに、北海道独自の啓発ポスターを作成し、より一層の啓発に取り組むべきと考えますが、いかがか、併せて伺います。

最後に、遺伝子組換え作物等の問題について伺います。

北海道においては、生物多様性を守り、遺伝子組換え生物等の使用等を規制するカルタヘナ法の制定後、2005年、食の安全・安心条例、また、遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例、いわゆるGM条例が制定されました。

GM条例は、遺伝子組換え作物の開放系での栽培により、同種作物の西洋菜種や野生植物のアブラナ属植物との交雑を防止するための隔離距離などを定めたものです。

道としては、食の安全・安心委員会のGM部会に、条例の施行状況等の点検、検証を付託するとともに、消費者などから遺伝子組換え作物の安全性に不安があるという声があることから、情報提供やリスクコミュニケーションに取り組んできたことと承知をしております。

遺伝子組換え菜種の自生については、2020年、市民団体が小樽港周辺で採取した自生菜種を農民連食品分析センターがPCR検査をしたところ、除草剤バスタに耐性を持つ遺伝子組換え菜種と判定されました。

その後、毎年、陽性反応を確認していますが、小樽港では、菜種を輸入していないことから、穀物の荷揚げの際、夾雑した菜種がこぼれ落ちて発芽し、自生していると推測されます。輸送用トラックへの積み込み時に穀物がかなり飛散している状況も確認しております。

また、2021年5月、札幌市手稲区の前田森林公園内に自生していたカラシナのような植物を農民連食品分析センターがPCR検査を行ったところ、グリホシネート系耐性の遺伝子組換え菜種

と判定されました。生息場所が幹線道路から離れており、輸送トラックからのこぼれ落ちとは別の理由で自生していると考えられ、近隣にある市民農園の農作物との交雑が懸念をされます。

農林水産省は、遺伝子組換え植物実態調査として、遺伝子組換え菜種や大豆の生育、その他近縁種との交雑の有無を調査し、公表しており、北海道では、小樽港と苫小牧港周辺が対象地域ですが、道民との情報共有は不十分と言わざるを得ません。

北海道が法定外自治事務として独自にGM条例を定めた際に、遺伝子組換え作物に対する市民の根強い不安に寄り添って検討したことは、広く評価されているところです。

北海道が食料基地であるという地域の個性からも、安心、安全の確保は大変重要であり、北海道として遺伝子組換え菜種への対策が必要と考えます。

そこで質問ですが、遺伝子組換え植物との交雑が懸念されることから、その実態等について、単なるお知らせではなく、道民との情報共有を図るために、新たなリスクコミュニケーションが必要と考えますが、いかがか、知事のお考えを伺います。

以上、再質問を留保いたしまして、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）石川議員の質問にお答えいたします。

最初に、地方分権改革についてであります。地方分権改革については、これまで、国による13次にわたる地方分権一括法の見直しにより、国から地方に対する規制緩和や事務、権限の移譲が順次進められ、道においても、市町村への事務・権限移譲や地方の発意により制度改正を進める提案募集方式等を活用した国への提案といった取組を進めてきております。

こうした取組の中、提案の実現について、様々な課題はあるものの、事務移譲などにより自治体の権限拡大や自主性の向上は着実に図られているものと認識をしております。

私といたしましては、地方分権改革の取組は、国と地方が知恵を出し合いながら議論を積み重ねていくことが重要であると考えており、引き続き、市町村への事務・権限移譲を進めるなど、地域のことは地域自らが決定できる分権型社会の実現に向け取り組んでまいります。

次に、概要調査への移行についてであります。文献調査終了後、道では、仮に概要調査に移行しようとする場合には、条例制定の趣旨を踏まえ、現時点で反対の意見を述べる考えであります。その表明に当たっては、NUMOの報告書が取りまとめられ、必要な国の手続が経られた後に、道議会の議論はもとより、様々な機会を通じて把握した市町村や道民の皆様の意見も踏まえ、適切に対応してまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長富原亮君 総合政策部地域振興監督原裕之君。

○総合政策部地域振興監督原裕之君（登壇）分権自治の基本認識に関し、まず、振興局の在り方についてでございます。道では、振興局を地域づくりの拠点と位置づけ、総合出先機関としての事務の完結性や政策展開機能を高めるため、地域の実情を踏まえた振興局長からの政策提案、

振興局長裁量による職員配置や市町村への職員派遣、また、市町村と協働して取り組む地域政策推進事業など、市町村や地域づくり団体等と一体となって地域課題の解決に向けた施策展開を進めています。

道といたしましては、道内各地で人口減少や高齢化が進む中、振興局が、持続可能な地域づくりに向けて、移住、定住の促進や観光振興などの取組に加え、ゼロカーボン北海道やデジタル化の推進といった新たな取組にも機動的に対応していく必要があると考えており、今後も、組織の在り方や業務の進め方を不断に見直し、振興局機能の充実強化に取り組んでまいります。

次に、札幌市との連携についてでございますが、本道が抱える様々な地域課題の解決のためには、市町村との連携協力が不可欠であり、中でも、北海道の3分の1の人口を有し、都市機能が集積している札幌市との連携は重要なものと認識しております。

このため、道では、これまでも、新型コロナウイルス対策や雪害への対応、行政サービスの提供や施設のより効果的な運営の在り方、また、本道の人口減少対策に係る取組など、様々な分野で札幌市と連携を図ってきたところであります。

道といたしましては、今後も、札幌市はもとより、道内の市町村と緊密に連携協力し、地域課題の解決や地域の活性化に資する取組を着実に進め、北海道全体の発展につなげてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 経済部長中島俊明君。

○経済部長中島俊明君（登壇）道の地域振興策についてでございますが、道は、広域自治体として、市町村の様々な課題について、地域づくりの拠点である振興局が窓口となり、それぞれの市町村と一体となって地域振興を総合的に進めてきているところでございます。

寿都町においては、基幹産業である漁業生産安定・向上や、史跡、文化財を活用した取組などを、また、神恵内村においては、地域商社と連携した特産物の輸出拡大や広域観光の推進の取組などを支援してきたところでございます。

道といたしましては、今後とも、地域の実情に即した効果的な施策の展開により、地域の持続的な発展に向けた取組を支援してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 保健福祉部子ども応援社会推進監野澤めぐみ君。

○保健福祉部子ども応援社会推進監野澤めぐみ君（登壇）子どもの権利条例の制定等に関し、子どもの権利を守る取組についてでございますが、こども基本法では、基本的な人権が守られ、意見が尊重されること、また、道の少子化対策推進条例においても、こうした子どもの権利や利益を最大限尊重することを基本理念としております。

近年、児童虐待のほか、独り親家庭やヤングケアラーなど、子どもたちを取り巻く環境は複雑・多様化しており、様々な支援ニーズにも対応しながら、子どもの権利を守り、誰一人取り残さない社会を実現していくことが重要であると認識しております。

道では、これまでも、ほっかいどう親子のための相談LINEや、教育庁による子ども相談支

援センターなど、悩みを抱える子どもたちに寄り添う相談体制を整備してきたほか、今定例会には、児童相談所で一時保護している子どもたちの意見の表明を支援する予算を提案したところがございます。

今後とも、こうした取組をはじめ、子どもの未来づくり審議会子ども部会やユースプランナー制度など、様々な場を活用しながら、子どもたちの権利が守られ、意見の尊重や表明をしやすい環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 保健福祉部長道場満君。

○保健福祉部長道場満君（登壇）柔軟仕上げ剤等による健康被害に関し、香料などによる健康への影響についてでございますが、柔軟剤などの香料に使用される化学物質により頭痛や吐き気などの症状を訴える方がおられ、自分にとって快適な香りであっても、周囲の方々に配慮していただくことが必要と承知をしております。

一方で、香料が身体症状にどのように関与しているか、未解明な部分が多いことから、国において研究が進められており、こうした国の動向を注視しているところでございます。

このため、これまで、庁舎へのポスター掲示のほか、メールマガジンの発行や啓発パネルの作成により、道民の皆様へ、柔軟剤などの使用量の目安を参考とさせていただくことなどを啓発しており、今後は、保健所における相談事例を把握し、道が設置する健康・快適居住環境連絡会議において、より効果的な啓発を検討してまいります。

○議長富原亮君 農政部食の安全推進監野崎直人君。

○農政部食の安全推進監野崎直人君（登壇）遺伝子組換え作物に関するリスクコミュニケーションについてでございますが、国は、遺伝子組換え作物について、食品の安全性や生物多様性の確保の観点などから評価を行い、問題のないもののみを承認し、輸入や流通、栽培を認めているところでございます。

また、道では、北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例を制定し、国が承認した遺伝子組換え作物と一般作物との交雑等の防止を図るとともに、遺伝子組換え作物の安全性や生物多様性への影響などについて、定期的にリスクコミュニケーションを実施してきたところでございます。

道といたしましては、引き続き、有識者や専門家はもとより、道内各地域で行う道民の皆様との意見交換会や道民意識調査などの機会を活用して、遺伝子組換え作物に関する情報の相互理解を進め、食の安全、安心の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 石川さわ子君。

○2番石川さわ子君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま御答弁をいただきましたが、指摘を含めまして、再質問をさせていただきます。

まず、分権自治の基本認識について伺いました。

振興局の現状評価と問題点については、答弁では、振興局が市町村と一体となって施策展開を進めているが、観光振興やゼロカーボン北海道など、新たな取組にも対応していく必要があり、振興局機能の充実強化に取り組むとのことでありました。

地域の特色を生かした提案を施策展開することは大変重要と考えますが、北海道として問題意識が少し低いのではないかと私は思いました。

市町村の現状については、新聞報道であります。道と市町村の関係について、退職された複数の首長の声が最近掲載されておりました。

地域間格差に取り組んでほしいことや、現地にある強みを生かすための組織体制の見直し、また、市町村と向き合うことに力点を置くべきなど、道に対して、圏域ごとに面で戦略を立てるなど、知事にリーダーシップの発揮を求める声が大変印象的でした。

こうした振興局に対する市町村からの厳しい評価があることを受け止め、道としては、広域自治体として、地域の政策課題を的確に把握し、市町村をしっかりと補完することを指摘しておきます。

道と札幌市の政策連携については、道と札幌市が従来の連携の在り方を見直し、市町村や地域を支援する新たな仕組みとして、政策連携戦略会議の設置を提案しました。

答弁では、道は、札幌との連携は重要であるとしつつも、従来の枠組みから出るものではなかったと思います。

北海道・札幌市行政懇談会は一定の評価をするところでありますが、これらの協議で議論の対象になる地域や課題は道と札幌市の行政の問題に限られていたことから、連携による自治を具体的に進める仕組みについて検討することを指摘しておきます。

核のごみ問題について伺いました。

国及びNUMOに対して、知事が概要調査地区選定に反対の意見を宣言として早急に行うことを求めましたが、現時点で反対の意見を述べる考えという答弁にとどまり、意見の表明時期は、NUMOの報告書と国の手続の後ということでありました。

知事の意見表明については、市民団体が繰り返し強く要望していることであり、知事としては、道民の生命と暮らしを守る責務があることから、北海道を核のごみ捨場にしないため、北海道における特定放射性廃棄物に関する条例にのっとり、反対の意思を早急に宣言することを指摘しておきます。

子どもの権利条例の制定について伺いましたが、残念ながら、答弁はありませんでした。

確かに、少子化対策推進条例では、基本理念として、子どもの権利や利益を最大限尊重すると定めていますが、子どもが自己肯定感をしっかり持ち、安心して育ち、成長するためには、子どもが権利の主体であることを明記した子どもの権利条例は不可欠であると考えことから、改めて条例の制定を求めておきます。

道としては、子どもの権利を守り、誰一人取り残さない社会を実現していくことが重要と考えているとのことでした。そうした社会を子ども参画でつくっていくためには、子どもの声の反映

を欠かすことはできません。

しかし、様々な環境の中で、子どもが思うように声を出せない場合が多々あります。

子どもの意見表明については、話を聞けばそれで済むということではなく、子どもの声を聞く仕組みが必要と考えます。

そこで、広域自治体である北海道の子どもたちの声をどのようにして聞いていくのか、知事に伺います。

遺伝子組換え作物の問題について伺いました。

答弁では、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑などの防止、安全性や生物多様性などについて、リスクコミュニケーションを実施しているということでありました。

リスクコミュニケーションとは、消費者、事業者、研究者、行政担当者などの関係者の間で情報や意見を互いに交換しようというものです。

これまで、遺伝子組換え西洋菜種の生育地点は、主に穀物の陸揚げ地点に近接する幹線道路沿いで、生育範囲の拡大や交雑帯の増加は確認されていないと農水省が公表していました。

しかし、市民の調査結果として、菜種を陸揚げしていない小樽港で自生し、また、新たに札幌市内の公園でも遺伝子組換え菜種が自生していることは、道民にとって大変不安を感じることで、北海道が食料基地であるという地域の個性から、食の安心、安全が最重要課題と考えるからです。

道として、有識者や専門家、道民との意見交換会などの機会を活用し、相互理解を進めるとのことですが、遺伝子組換え作物に対する消費者の根強い不安があることから、改めて丁寧なリスクコミュニケーションを行うことが必要であると指摘しておきます。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）石川議員の再質問にお答えいたします。

子どもの権利を守る取組についてであります。道では、少子化対策推進条例に子どもの権利や利益の尊重を掲げ、審議会への中高生の参画や一時保護所における権利ノートを活用した意見表明の機会の確保、さらには、ヤングケアラーや社会的養護を経験されたケアリーバーなど、様々な方々からの御意見をお聞きしてきたところであります。

こうした中、国では、現在、子どもが意見を表明し、社会に参加することができる新たな取組として、「こども若者★いけんぷらす」を開始し、参加者を募集していることから、こうした動きを道における取組の参考としながら、子どもたちの権利が守られ、意見の尊重や表明をしやすい環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 石川さわ子君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

7月3日の議事日程は当日御通知いたします。

【令和5年（2023年）6月30日（金曜日） 第4号】

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時51分散会